

要 望 内 容	回 答 内 容
<p>1. 雇用・労働施策・WLB</p> <p><u>(1) 公労使の積極的な連携・協力による雇用の安定化施策と人材育成の強化について</u></p> <p>①就労支援体制の充実・強化</p> <p>大阪版地域雇用戦略会議と位置づけた大阪雇用対策会議¹では、雇用創出・確保推進委員会の下に調査研究部会が設置され、公労使各団体が有機的連携のもと、就労支援体制の充実・強化に向けて、様々な角度から研究・検証が行われている。この調査研究結果を踏まえて、大阪の雇用労働施策の充実に取り組むこと。</p>	<p>大阪雇用対策会議は、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪府、大阪市、堺市、連合大阪、関西経済連合会、大阪商工会議所の公労使8者で構成され、大阪版地域戦略会議として、オール大阪での連携の下、より実効性の高い雇用対策を実施し、雇用失業情勢を抜本的に改善すべく取り組んでおります。</p> <p>これまで、雇用対策会議では、「緊急雇用対策プラン」の策定、大阪府との連携による「大阪における雇用実態把握調査」、構成機関の緊密な連携・協力による合同企業説明会など各種雇用対策事業の実施など、そのときどきの情勢や課題に対応したさまざまな取組みを実施してまいりました。</p> <p>こうした雇用対策会議における取組みをさらに充実させるためには、大阪の社会経済情勢の変化に機動的に対応できるよう、雇用に関する状況を把握・分析する必要があることから、雇用に関するさまざまな調査研究を行うため、平成24年3月、雇用対策会議の下に、「調査研究部会」を設置いたしました。</p> <p>本年度、「調査研究部会」では、「公労使連携による総合就業支援事業の充実・強化」をテーマに調査・研究を鋭意進め、11月には「大阪雇用対策会議 雇用創出・確保委員会」において、連携による事業の充実・強化のあり方についての中間報告を行ったところです。</p> <p>この中間報告を受け、現在、「連携から共同へ」をテーマに、新たなネットワークの枠組みや共同事業の実施、ネットワーク強化による事業例など、さらに具体的な調査・研究を進めており、今年度中に「最終報告」としてまとめる予定となっております。平成25年度以降、この「最終報告」を踏まえ、構成機関による共同事業の実施など連携の一層の強化を図ることにより、大阪における雇用情勢の改善を図ってまいります。</p> <p>本市といたしましては、厳しい経済・雇用情勢が続く中、雇用対策会議における連携の下、市民ニーズ、求職者ニーズに対応した雇用施策を推進してまいります。</p> <p>【市民局市民部 雇用・勤労施策課】</p>
<p>②基金事業の終了と総括</p> <p>雇用創出については、これまでの緊急経済対策や新成長戦略における雇用創出の基金事業が本年度終了する。これまでの取り組みに対して総括を行い、さらに介護・福祉分野の重点分野については、効果的</p>	<p>本市では、平成21年度から国において創設された「ふるさと雇用再生基金事業」及び「緊急雇用創出基金事業」や平成22年度に新たに創設された「重点分野雇用創造事業」を活用して雇用創出を行ってきているところです。「重点分野雇用創造事業」は、介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究の今後成長分野として期待される分野に特化して雇用創出と地域ニーズに応じた人材育成を図ることとされています。なお、基金事業の事業期間は平成21～23年度の3ヵ年とされておりましたが、「重点分野雇用創造事業」については平成24年度まで延長されました。</p>

<p>に継続できるよう積極的な予算措置を行うこと。特に、ふるさと雇用基金事業については、事業評価の観点から地域基金事業協議会²を経て総括を行うこと。</p>	<p>本市では、これらの緊急雇用創出基金を活用して、平成24年度までの4年間で150以上の事業を実施し、8,000人以上の新規雇用創出を行っております。</p> <p>平成24年度は、若年者を中小企業等に派遣しスキルアップを図り、安定した雇用につなげる「ジョブアタック事業」、きめ細やかな職業相談・職業紹介を行う「しごと情報ひろば総合的就労支援事業」、働きながら介護ヘルパー2級の資格を取れる「働きながら資格を取る介護雇用プログラム」、障がい者に就労体験の機会を提供するとともに支援者の育成を図る「障害者の就業ステップアップ事業」などの事業を展開しております。</p> <p>基金事業については平成24年度を以って終了するとされておりましたが、厳しい雇用失業情勢が続く中、本市では、政令指定都市とも連携して、国に対して拡充を含めた新たな交付金制度の創設を要望してまいりました。</p> <p>こうした中、国では、昨年末に、重点分野雇用創造事業を平成25年度まで拡充いたしました。これを受け、本市では、平成25年度も、引き続き、基金を活用して「ジョブアタック事業」、「しごと情報ひろば」、「働きながら資格をとる介護雇用プログラム」、「障がい者の就業ステップアップ事業」等を展開してまいります。さらに、1月に、国は、同事業を拡充し、起業後10年以内の企業、NPO等における雇用創出を図る「起業支援型地域雇用創造事業」を創設いたしました。今後、事業内容や経費などの詳細について、大阪府等関係先と調整のうえ、最大限活用して雇用創出を図ってまいります。</p> <p>【市民局市民部 雇用・勤労施策課】</p>
<p>③人材育成・確保と雇用労働施策の推進</p> <p>大阪における雇用実態把握調査結果から見えてきた課題を踏まえ、世界をリードする大阪産業の持続的発展を支えるための人材育成・確保と、誰もが能力を発揮し安定就労を目指すことができる人材育成を進めるべく、「大阪産業人材育成戦略³」が本年2月に策定されたが、市町村において、この戦略を軸とした雇用労働施策を着実に進めること。</p>	<p>大阪府では、職業能力開発促進法に基づき「大阪府職業能力開発計画」を策定し、人材育成に取り組んでこられましたが、大阪経済が持続的に発展するには、成長分野等における人材育成・確保が重要であり、また府の雇用実態把握調査からも人材育成に係る課題が明らかになったことから、平成24年2月、「大阪府職業能力開発計画」を発展させた「大阪産業人材育成戦略 ～産業振興と一体となった人材育成・確保～」を新たに策定し、産業振興と一体となった人材・育成・確保を推進しておられるところです。</p> <p>戦略の基本コンセプトは、「世界をリードする大阪産業の持続的発展を支えるための人材育成・確保」と「誰もが能力を発揮し安定就労を目指すことができる人材育成」であり、「成長産業を担う人材、企業のイノベーションを促進する人材の育成・確保」「産業基盤であるものづくり分野の人材育成・確保」「雇用のボリュームゾーン（介護・福祉分野等）を担う人材の育成・確保」「セーフティネット機能としての人材育成・確保」「社会経済情勢の変化に対応した人材・育成確保」の5つの戦略の柱により、平成24年度～平成28年度までの5年間の戦略推進期間において50万人程度の人材育成を予定されています。</p> <p>また、PDCAによる進行管理を行うため、毎年度、具体的施策をまと</p>

	<p>めたアクションプランを策定することとされており、平成24年7月には「大阪産業人材育成戦略 平成24年度アクションプラン」を策定されました。アクションプランの策定にあたっては、大阪府の事業だけではなく、大阪雇用対策会議の構成団体をはじめとする関係機関の事業も掲載されており、本市についても関係各局における関連事業を掲載いただいているところです。</p> <p>今後は、この戦略の実現に向けて、事務局である大阪府との連携・協力の下、事業を推進してまいります。</p> <p>【市民局市民部 雇用・勤労施策課】</p>
<p><u>(2)ディーセントワークの実現に向けた労働施策の強化について</u></p> <p>①景気浮揚施策と良質な雇用の転換</p> <p>2010年6月に雇用戦略対話において、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す」ことが、政労使で合意された。大阪においては本年度800円に到達したが、全国的な景気浮揚施策と最低賃金の大幅な引き上げや良質な雇用の転換を求めた提言等を大阪府と連携し国へ要請すること。</p>	<p>最低賃金は、公益代表、労働者代表、使用者代表で構成された「最低賃金審議会」が、賃金の実態調査結果など各種統計資料を基に、公正かつ自主的に行う審議によって出された意見（答申）を尊重して、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が決定（改定）することになっており、現在大阪の最低賃金は800円（24年9月30日改正）です。</p> <p>今後とも大阪府をはじめとする関係先と連携しながら、安定した賃金の確保と公正な処遇が実現された労働の充実・強化に取り組めます。</p> <p>【市民局市民部 雇用・勤労施策課】</p>
<p>②地域就労支援事業の強化</p> <p>就職困難層（若年層・障がい者・高齢者・母子家庭の母親・ホームレスの人・外国人労働者等）に対する地域就労支援事業⁴を強化すること。</p>	<p>本市ではこれまでから、「就職に向けた支援が必要な人」に重点を置いて取組を進めており、「地域就労支援事業」や「しごと情報ひろば」での職業相談・職業紹介をはじめさまざまな事業を実施することで、就職に向けた支援を行っています。また、これらの就業支援事業をより効果的・効率的に実施するため、大阪市雇用施策推進本部に「就職に向けた支援が必要な人の雇用推進検討部会」を設置し、「就職に向けた支援が必要な人」の支援にかかる施策間の連携をより緊密にし、一人でも多くの方が就労に結びつくよう努めております。</p> <p>現在の厳しい雇用情勢においては、働く意欲がありながらも、「就職に向けた支援が必要な人」は、一層、雇用・就業に結びつきにくい状況にあり、一般的な施策では十分カバーできないさまざまな事情を抱えています。このような方々には、何といたっても「個別処遇」を徹底するという姿勢のも</p>

とで、支援をする必要があります。

「地域就労支援事業」は「就職に向けた支援が必要な人」の就業を支援するために、市民にとって身近な施設である区役所等で巡回による就労相談を行うとともに、相談者一人ひとりに応じた就労支援メニューの提供など、雇用・就労施策をはじめとするさまざまな施策を活用しつつ関係機関と連携することにより、就職に向けた支援が必要な人の就業を支援しております。

また、本市の機関だけでなく、NPO等の地域の様々な機関との連携が不可欠であると考えており、本市の実施する就労支援事業等を通じて、「地域就労支援事業」について広くPRを行っているところです。今後とも、地域の関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えています。

【市民局市民部 雇用・勤労施策課】

本市では、市内における就労支援ネットワークの総合センターの役割を果たす大阪市障害者就業・生活支援センターについて、6つの地域障害者就業・生活支援センターとこれを統括する中央センターにより、市内7地域で就労支援を実施しているところです。

また、各区保健福祉センターをはじめとした関係機関との連携のもとで地域に根ざした就労支援を行っており、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がいのある方を対象に、就労に関する相談から職場定着に至るまで、就業面及び生活面で一体的な支援を行っております。

今後とも、これらの施設や関係機関との連携の強化を図り、障がいのある方一人ひとりの状況に応じた就労支援ができるよう努めてまいります。

【福祉局障害者施策部 障害福祉課】

高齢者の就労支援については、大阪市シルバー人材センターにおいて、就業を通じて社会参加や生きがいづくりを希望する方が、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や経験を有効に生かした就労の場や機会の確保を行うことにより、仕事を通じた生きがいの充実や健康づくりに努めているところです。

【福祉局高齢者施策部 いきがい課】

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本とし、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対して、自立支援センターへの入所を図り、生活習慣の改善、心身の回復とともに、アセスメントを行い、個々の就業ニーズや職業能力に応じた支援プログラムを設定して各種施策を活用し、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めます。

具体的には、次のような取組みを行います。

・自立支援センターでは、市内の公園・道路等で起居するホームレスのうち、就労意欲・能力がある人等に対して、宿所及び食事を提供するとともに、生活、心身の健康などの相談指導、公共職業安定との連携のもとで、職業相談・職業紹介等を行うことにより、入所者の就労による自立促進を支援します。

・全員が一旦入所するアセスメント型自立支援センターにおいて、個々の状況についてアセスメントを行い、就労自立が適当な人は就労支援型自立支援センターへ転所し、疾病や高齢等により、就労自立が困難な人は居宅保護や福祉施設入所、医療機関入院等、個人の状況に応じた支援を行います。

・自立支援センターの就労退所者に対し、アフターケアとして職場定着指導を行います。また、再び失業するような場合にも、自立支援センターにおける職業相談機能を活用し、再野宿を予防するための支援を行います。

・また、国のホームレス等就業支援事業を活用し、求人情報の提供や請負仕事の依頼を行うなど、民間事業者の協力を得ながら就労機会の拡充に努め、自立支援センターの入所者、あいりん地域の高齢日雇労働者及び住居喪失不安定就労者に対する就業支援等を行います。

【福祉局生活福祉部 地域福祉課（ホームレス自立支援）】

大阪市では、青年期になっても仕事につかないなど、社会参加し自立していくことに課題を抱える若者を対象として、相談にのりながら、さまざまなサービスにつなぎ、若者の社会参加に向けた自立を支援することを目的に「若者自立支援事業 コネクションズおおさか」を実施しています。

課題を抱えた若者に、必要な支援に関する情報を届け、個々の状況に応じた支援を行っていくため、地域の身近な就業支援や福祉の相談窓口をはじめとするさまざまな関係機関とのネットワークを形成し、連携を図りながら、若者が次のステップに踏み出せるよう取り組んでまいります。【こども青少年局企画部 青少年課】

大阪市では、母子家庭の母等の就業を支援するため、母子福祉センター大阪市立愛光会館において、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施しています。同センターでは、雇用先の開拓とともに、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の実施や無料の職業紹介など一貫した就業支援サービスを行っております。また、より身近な地域で、きめ細かで継続的な就業相談を実施するため、各区保健福祉センターにおいて、週1、2回、ひとり親家庭等就業サポーターによる専門の就業相談窓口を開設しております。

ひとり親家庭の自立を支援するため、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた就業支援を推進してまいります。

【こども青少年局子育て支援部 こども家庭課】

<p>③各市モデル事業支援体制の確立</p> <p>パーソナルサポートのモデル事業⁵（伴走型就労支援）については、今年度で終了予定であるが、大阪府と連携し継続的な事業として展開できるよう支援体制を確立すること。</p>	<p>国において、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立を希望しながら、自分の抱える問題を正確に認識できず、自分の力のみでは必要な支援にたどり着くことが困難な方に対して、個別的、継続的、制度横断的に支えるコーディネートを行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化を目指し、モデル的な取組みを行う「パーソナル・サポート・モデル・プロジェクト事業」を実施しています。</p> <p>本市では、複合的に問題を抱えているホームレス等に対して、パーソナル・サポーターによる、継続的な支援を行い、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止することを目指し、国からこのモデル事業の指定を受け、平成23、24年度に実施してきました。</p> <p>国は、平成25年度予算概算要求において、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための「生活支援戦略」の具体化を図るため、包括的かつ伴走型の支援を実施する「総合相談支援センター」（仮称）の設置、多様な就労支援や生活支援事業など生活困窮者支援のモデル事業を実施する生活困窮者支援モデル事業を打ち出し、パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクトについては、事業成果を生活困窮者支援モデル事業に反映させることとしています。</p> <p>今回、国の平成25年度予算概算要求で示された「総合相談支援センター」（仮称）の具体的な事業内容が不明であり、今後の国の動向については注視してまいります。現時点で、新たに事業展開することは困難であるため、「大阪市におけるパーソナル・サポート・モデル推進事業」については平成24年度で終了することとしています。</p> <p>【市民局市民部 雇用・勤労施策課】</p>
<p><u>(3)公正なワークルールの確立に向けて</u></p> <p>改正労働者派遣法や障害者雇用率制度等について、大阪労働局と連携を図り、企業・経営者団体等の周知・徹底に努めること。また、ワークルールが順守されるよう啓発活動を強化すること。</p>	<p>本市では、国からの労働関係法の改正等の通知に基づき、ホームページや情報誌しごと情報ひろばなどを活用し広く周知に努めているところです。</p> <p>また、全所属及び関係機関に対しても労働基準法や最低賃金などの改正等について、チラシやポスターを活用した周知依頼を行うとともに、民間企業への業務委託を行う場合など、その発注にあたり留意するよう通知しています。</p> <p>【市民局市民部 雇用・勤労施策課】</p> <p>本市では、大阪労働局や大阪府雇用開発協会と連携し啓発活動を推進しているところです。また、大阪市障害者就業・生活支援センターが主催する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行うなど、障がいのある方の就業の促進に努めてまいります。</p> <p>【福祉局障害者施策部 障害福祉課】</p>
<p><u>(4)仕事と生活の調和推進の実現に向けて</u></p> <p>次世代育成支援対策推</p>	<p>大阪市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、「大阪市男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年1月から施行して</p>

<p>進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出について、また、育児・介護休業法の一部規定が7月1日からの適用について、特に従業員100人以下企業へ周知すること。併せて、子育てサポート企業認定の取得促進を図るため、次世代認定マーク「くるみん⁶」を周知徹底すること。</p>	<p>おります。</p> <p>また、本条例に基づき、平成18年度から平成27年度までの10年を計画期間とする「大阪市男女共同参画基本計画－大阪市男女きらめき計画－」を平成18年3月に策定し、平成23年3月に改訂いたしました。</p> <p>計画後半期(平成23年度～平成27年度)の重点的取り組みとして、「仕事と生活の調和」等を掲げており、啓発冊子、リーフレット、啓発パネル等の啓発資料等を作成するとともに、男女共同参画情報誌「クレオ」やホームページ、携帯メールマガジンなどにおいて、仕事と生活の調和にかかわる情報発信を行っております。</p> <p>また、希望される企業へ出向くセミナーや、企業人事担当者向けのセミナーなども実施しており、今後とも、重点的取組として推進を図ってまいります。</p> <p>【市民局市民部 男女共同参画課】</p>
<p>2. 経済・産業・中小企業施策</p> <p><u>(1) 企業誘致施策の拡充について</u></p> <p>大阪府では、2002年からの10年連続で転出企業数が転入を上回っており、売上高合計でもマイナスが見られ、雇用や税収面に少なからず影響を与えている。地域経済の再生に向けた産業・企業誘致策を図ること。</p>	<p>大阪市では、市内企業の取引機会の拡大及び新産業の育成・振興、雇用機会の創出など、大阪経済の活性化に資することを目的に、大阪府、大阪商工会議所等経済団体とも連携しながら、国内外企業の誘致活動を積極的に進めております。</p> <p>今後とも、関係機関と連携し、国内外への積極的なプロモーション活動を行うとともに、環境・新エネルギーやライフサイエンスといった重点分野を対象とした「国際戦略総合特区」のインセンティブを活用するなど、企業等の本社や工場、研究施設の集積促進に努めてまいります。</p> <p>【政策企画室 企業誘致担当】</p>
<p><u>(2) 次世代産業の集積化について</u></p> <p>国の指定を受けた「関西イノベーション国際戦略総合特区⁷」について、経済団体と連携をはかり、成長産業振興の取り組みに一層の支援強化を図ること。</p>	<p>「関西イノベーション国際戦略総合特区」は、関西の3府県（京都府・大阪府・兵庫県）3政令市（京都市・大阪市・神戸市）をはじめとした関西の産学官が連携し取り組みを進めています。これまで第4次総合特区計画までで26事業の認定を受け、着実に特区事業を推進しております。</p> <p>今後とも、総合特区制度の活用により、イノベーションの創出とその事業化、産業化を加速して我が国の成長に貢献していきます。</p> <p>【計画調整局計画部 特区制度担当】</p>
<p><u>(3) 観光産業の強化について</u></p> <p>外国人観光客増加の取り組み強化に向け、通訳や施設の案内などの多言語</p>	<p>来阪される外国人観光客に対し、市内4か所（新大阪、梅田、難波、天王寺）にビクターズインフォメーションセンターを設置し、フェイス・トゥ・フェイスでの英語対応を行っています。また、大阪の観光情報を発信するWEBサイトとして「OSAKA-INFO」を6ヶ国語（日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、タイ語）で運営しています。</p>

表記、ICT⁸を活用した多言語情報の提供等、ハード面の整備を進めるとともに、通訳案内士の養成等多言語人材の育成を推進するなど、観光産業の活性化を図ること。

案内の多言語表記については、観光案内表示板を整備するにあたり、「大阪市案内表示ガイドライン（平成9年度）」「大阪市観光案内表示マニュアル（平成10年度）」に基づき、多言語化を図っています。

昨今のスマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、来阪される外国人観光客のインターネットに対するニーズは増加の一途であるため、無料WiFiスポットの拡大などICTに係るハード面の整備については、大阪府市の関係各局や民間事業者とも協議をしているところです。外国人観光客に関西の魅力を十分に伝えるために重要な役割を果たす通訳案内士の育成事業を、関西広域連合の広域観光・文化振興局においてすすめています。

【ゆとりとみどり振興局 観光室】

外国人を含めた来訪者や市民など誰もが容易に目的地に容易に到達できるように、昭和58年度より、駅の出口や幹線道路の主要交差点などに、周辺地図を用いた分かりやすい案内標識を整備しています。

歩行者案内標識については、整備当初は2言語表記（日本語、英語）を行ってききましたが、平成17（2005）年度からは、改修の際に4言語表記（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）やピクトグラム（案内用図記号）表記をするとともに、表示内容や表示面を見やすくするなど、外国人観光客がわかりやすい案内標識へ更新を図っております。なお、道路案内標識についても、ローマ字併記による更新を行うなど、整備を進めております。また、道頓堀川においては、「うるおい」や「やすらぎ」といった川を身近に感じることができるような親水性の高い川沿いの遊歩道整備を行っています。

この水辺空間の積極的な利活用を促進することで賑わいあふれる空間を創造していくこととして河川案内板を設置しています。

この河川案内板は、日本語・英語・韓国語・中国語の4カ国語で表記しています。

また、道頓堀川以外の河川においても、河川からの情報発信を目的とし、河川名板を同じく4カ国語表記で設置しておりますが、こちらの河川名板については、今後も引続き設置してまいります。

【建設局道路部 道路課、同下水道河川部 河川課】

（大阪市交通局の施設について）

地下鉄の案内標示について、英語併記は平成8年度までに完了しております。

その後、アジアからのお客さまが来阪される機会が増えたことも踏まえ、多言語での案内の充実を図るべく、大規模工事等の機会をとらえ、案内板の書き換えを順次実施しており、その際は英語に加え韓国朝鮮語及び中国語を併記し、4か国語での案内標示とすることとしております。

さらに改札や駅長室には、多言語で表記された（英語、韓国朝鮮語、中国語）地下鉄路線図、市営交通のご案内、関西鉄道ネットワーク路線図な

	<p>どについて、案内パンフレットも準備いたしております。</p> <p>【交通局鉄道事業本部運輸部 駅務課】</p>
<p>(4)6 次産業化による地域活性化について</p> <p>第1次産業の活性化による地域振興や雇用の創出を図るため、農山漁村の有する資源を活用した地域ビジネスを展開する6次産業化⁹の推進を強化すること。</p>	<p>本市では、市内農業の振興のため、大阪市発祥の野菜を「大阪市なにわの伝統野菜」として認証しており、地域資源としての独自の価値・魅力を発信することで地元の「名産」としての注目度を高め、その普及に努めております。</p> <p>具体的には、「大阪市なにわの伝統野菜」の特徴や魅力、産地や大阪市なにわの伝統野菜取扱店を紹介するリーフレットの作成・配布、大阪市ホームページによる情報発信等をおこなうことで、「大阪市なにわの伝統野菜」をアピールし、農家と加工業者・外食産業事業者などとの取引拡大に向けた支援に努めております。</p> <p>【経済局総務部 都市農政センター】</p>
<p>(5) 中小・地場企業とのマッチング施策の拡充について</p> <p>① マッチング施策の充実と発信強化</p> <p>大阪府域の地域経済活性化に向けて、産官学金が連携し、将来市場が見込める医療やエネルギー分野と中小企業のマッチング施策の充実を図るとともに、これまでの成果についても発信されること。</p>	<p>本市では、中小企業支援センターである大阪産業創造館において、中小企業の技術・製品開発における様々な課題の解決に向けて、大学・研究機関等の専門家や研究者の持つシーズとマッチングし、共同研究につなげるためのサポート事業を実施しています。</p> <p>また、商談会やセミナー等においては、金融機関等と連携した事業実施や集客に努めるとともに、幅広い広報ネットワークや各種ツールを活用して、中小企業支援を通じた成果や企業の取り組み状況等について積極的に情報発信を行っております。</p> <p>さらに、健康・医療・介護・福祉分野を中心に、現場の課題解決につながる新製品やサービスの創出をめざして、研究開発から事業化に関する各種研究会や人材育成講座、企業交流会、マッチングなどを実施するとともに、事業紹介冊子、Web、広報紙を通じて成果の発信を行っております。</p> <p>今後も引き続き、健康・医療分野、環境・エネルギー分野を中心とした成長産業分野への中小企業の参入促進の取り組みを進め、成果の発信に努めてまいります。</p> <p>【経済局総務部 企画課、企業支援課、産業振興課】</p>
<p>② 企業間取引の充実</p> <p>中小企業への積極的な支援施策として、「ものづくりB2Bネットワーク¹⁰」機能をさらに充実させ、販路開拓に繋げること。</p>	<p>本市では、中小企業支援センターである大阪産業創造館において、豊富な業務経験や人脈、技術等に関するノウハウをもつマッチングナビゲーターが、優秀な技術や製品を有する市内中小企業を訪問し、ビジネスマッチングを実施しており、今後とも引き続き中小・ベンチャー企業の販路開拓や事業提携につなげる取り組みを推進してまいります。</p> <p>【経済局産業振興部 産業振興課、企業支援課】</p>
<p>(6) 元気な中小企業の積極的な支援について</p> <p>大阪府では「大阪の元気！ものづくり企業」を毎年発行しているが、大阪のものづくり中小企業を代</p>	<p>本市では、中小企業支援センターである大阪産業創造館において、ビジネス情報誌「Bplatz press」を毎月発行し、大阪を中心に活躍する経営者や企業の紹介をするほか、独自の技術や戦略を有する市内中小製造業の紹介冊子「大阪ものづくり企業読本」の発行や、メールマガジン「Bplatz weekly」の配信等を行うなど各種広報活動に力を入れており、中小企業の活動事例や技術力・商品力等のPRに努めております。</p>

<p>表する「看板企業」を広く紹介し、積極的な支援を行うこと。</p>	<p>また、大阪市ホームページにおいて、大阪市中小企業技能功労者表彰を受賞された方々の卓越した技能などを紹介しております。</p> <p>○タイトル：「わが街のプロフェッショナル」</p> <p>http://www.city.osaka.lg.jp/keizaikyoku/page/0000147076.html</p> <p>【経済局産業振興部 産業振興課、企業支援課】</p>
<p><u>(7) 中小・地場企業への融資制度の拡充について</u></p> <p>国内の需要停滞、アジア新興国の市場拡大、取引先の海外移転が進む中、製造業・卸売業を中心に中小企業でも地域雇用の維持・創出を図る観点から海外展開が拡大傾向にある。さらなる成長を目指し頑張る中小・地場企業を力強くサポートするために金融機関提案型融資について、利用者の視点で迅速かつ使いやすい融資制度に整備し、数多くある応援資金メニューを広く周知徹底すること。</p>	<p>本市では、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るとともに、その振興、発展を支援するため、中小企業者が必要とする事業資金を大阪市信用保証協会の保証を付けて融資する各種制度融資を実施しています。</p> <p>金融機関提案型融資につきましては大阪府において実施されておりますが、本市としましては、頑張る中小企業者の多様な資金ニーズに対応した制度として「一般事業資金融資」を実施するとともに、中小企業支援センターである大阪産業創造館と連携し、将来性や意欲のある企業に対する融資制度に取り組んでいます。</p> <p>なお、本市の制度融資メニューにつきましては、大阪市経済局のホームページや、制度融資取扱金融機関などを通じて、広く中小企業者への周知に努めております。</p> <p>【経済局産業振興部 金融課】</p>
<p><u>(8) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について</u></p> <p>公正な入札制度の確立に向けて、市町村運営を福祉の視点（行政の福祉化）から点検した総合評価入札制度を早期に導入すること。また、市町村に広がりを見せている公契約条例ならびに公共サービス基本条例の制定に向けた取り組みを推進すること。また、指定管理者制度を導入している市町村については、公共サービスの質の低下を招かないよう、労働</p>	<p>総合評価一般競争入札については、平成16年から、庁舎清掃委託契約などを対象として技術的評価及び就労困難者の雇用取組みや環境への配慮などの「公共性評価」を行うこととし、価格競争はもとより、品質確保や政策課題の解決に努めるとともに、平成23年3月には総合評価一般競争入札活用方針を策定し、全庁的な取組みとしたところです。</p> <p>公契約における賃金・労働条件については、基本的には国の政策として定められるべきものと考えており、今後とも、公契約に関する国の動向も注視しながら、適正な契約制度の確立に努めてまいります。</p> <p>本市の指定管理者制度においては、指定管理者の選定にあたり施設毎の選定基準を定めており、サービスの質の低下を招くことのないよう、施設の効用を最大限に発揮することや、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと等について、選定基準に盛り込んでいます。</p> <p>また、選定審査の項目において、危機管理・安全管理、職員研修の実施等についても評価しており、実際の運営段階においてもこれらの実施状況の点検や、評価を実施することとしています。</p> <p>今後とも、指定管理者制度のよりよい運用に向けた制度の確立に努めてまいります。</p>

<p>者への教育や安全対策を徹底すること。</p>	<p>【契約管財局契約部 契約制度担当、物品等契約担当】</p>
<p><u>(9) 下請二法の順守とガイドラインの周知徹底について</u></p> <p>下請かけこみ寺¹¹の相談件数は昨年では減少しているものの、業種別に見ると、製造業・建設業が全体の半数を占めていることから、引き続き、中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携をはかり適切な行政指導を行うこと。</p>	<p>本市では、親事業者を対象に、文書により下請中小企業への発注業務量の拡大と下請取引の適正化の呼びかけを定期的に行っています。</p> <p>また、大阪産業創造館の経営相談室（あきない・えーど）では、中小企業診断士等の相談員が常駐して、下請中小企業の相談に応じ、相談内容によっては、弁護士・公認会計士・税理士・技術士等の専門家による専門相談（事前予約制）も行っております。</p> <p>今後も、近畿経済産業局などの関係機関との連携や情報交換等に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【経済局産業振興部 産業振興課、企業支援課】</p>
<p><u>(10) 非常時における事業継続計画（BCP）について</u></p> <p>東日本大震災によるサプライチェーンの影響が生じる等、中小企業へのダメージは非常に大きい。自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能とするために、事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画（BCP¹²）が必要である。BCP策定に向け取り組むよう中小企業事業主に広く周知・徹底すること。</p>	<p>本市では、大阪産業創造館を通じて、中小企業に対する各種支援事業を実施しており、経営に関するセミナーや交流会、また社会ニーズやトレンドに関する情報発信を行っています。</p> <p>その一環として、平成24年度には、BCP関連の啓発セミナーを開催いたしました。</p> <p>また、大阪産業創造館の経営相談室（あきない・えーど）におきましても、BCPに詳しい専門家が相談に応じており、今後も引き続き、こうした支援事業を通じて広く周知等に努め、中小企業の取り組みの促進につなげてまいりたいと考えております。</p> <p>【経済局産業振興部 産業振興課、企業支援課】</p>
<p>3. 福祉・医療・子育て支援施策</p> <p><u>(1) 地域医療の拡充について</u></p>	<p>大阪市における休日・夜間の初期救急医療体制では、内科・小児科については6か所の休日急病診療所において休日（年末年始を含む）昼間の診療を実施し、中央急病診療所においては全日夜間の診療を実施しています。</p> <p>眼科・耳鼻咽喉科については、中央急病診療所において休日の昼間帯と</p>

①医療の整備目標策定

厚生労働省から「医療計画¹³の作成指針」が示され、都道府県では2013(平成25)年度からの医療計画(5か年計画)の策定作業を2012(平成24)年度に行うこととなっている。

そこで現在、大きな課題となっている第2次医療圏¹⁴における救急診療や夜間・休日診療体制、周産期医療¹⁵・小児医療体制、災害時の医療提供体制について、改善を図ること。あわせて、各医療機関と連携の上、医師確保の対策を進めること。

365日準夜帯の診療を実施しています。

また、十三及び住吉市民病院が二次救急医療機関として輪番制で救急搬送の受け入れを行うとともに、市立総合医療センターが三次救急医療機関として救急対応を行い、本市としての役割を果たしています。

産科・小児科における救急医療体制については、大阪府、堺市と共同し大阪府医師会をはじめ医療機関の協力を得て、妊娠、出産から新生児を対象とした緊急搬送体制の確保や24時間体制で高度な医療に対応可能な周産期緊急医療体制を整備しています。

災害時の医療提供体制については、平素から大阪府医師会との協定にもとづく医療救護班の派遣や、大阪府薬剤師会ほか関係団体との協定にもとづく医薬品の流通備蓄など、医療救護体制、医薬品の確保を行う体制をとっています。

災害発生時に大阪市災害対策本部が設置された場合、本部内に、救急医療調整班を設置し、医療機関との調整、医療救護班の調整、緊急輸送の調整、医薬品・資機材等の広域調達・調整を行うこととしています。

今後とも、必要な医師の確保をはじめ、救急医療を支える仕組みづくりについて、国に要望いたしますとともに、大阪府はもとより大阪府医師会をはじめとする関係団体と連携し、救急医療体制の確保に取り組んでいきます。

【健康局健康施策課】

市民病院においては、医療機能の維持向上を図るために、人材の「確保」「育成」「定着」を3本柱に優秀な人材の確保に取り組むとともに、医師をはじめとする資格や技能を持った職員が、その専門性を発揮できる働きやすい勤務環境やスキルアップのための研修の充実に努めております。

病院勤務医については、これまで後期臨床研修医を資質の高い医師に養成することでの本務医師としての採用や、関係大学からの医師派遣等により確保しておりますが、平成16年度の新臨床研修制度の導入を契機とした、医師の選択肢の多様化、産科・小児科をはじめとする病院勤務医師の業務繁忙、訴訟リスクの高い診療科・診療報酬の低い診療科の敬遠傾向、開業医志向の高まりなどにより、市民病院においても一部診療科について関係大学からの安定的な供給が困難な状況となっております。

市民病院としましては、若手医師に対し充実した研修環境を提供するための臨床研修カリキュラムの再構築や、処遇面における初任給調整手当や宿日直手当の改定、初期及び後期臨床研修医を対象とした育児休業制度や部分休業制度の設置や、医師の負担軽減を図るため医師事務作業補助員を配置するなど、様々な確保対策に取り組んでおります。

今後とも、優秀な医師の安定確保に向け、安心して働き続けられる勤務環境の整備や研修環境の充実に積極的に取り組んでまいります。

【病院局総務部職員課人事グループ】

<p>②がん検診率の向上</p> <p>大阪府は五つのがん（肺・胃・大腸・乳・子宮）について、全国順位でも著しく低い検診率となっていることから、大阪府とも連携をし、検診率向上の有効的な施策を講じること。</p>	<p>各種がん検診につきましては、健康増進法に基づく事業として40歳以上（子宮頸がん検診20歳以上、乳がん検診（超音波検診）30歳以上）の市民の方を対象に胃・大腸・肺・子宮頸・乳の各がん検診を各区の保健福祉センター（子宮頸がんを除く）だけでなく身近な医療機関でも受診できるようにしております。</p> <p>また、保健福祉センターにおける夜間、休日検診の拡充や各種検診のセット化など、さらなる受診機会の拡大を図っております。</p> <p>今後とも、大阪府とも連携を図り、検診率の向上に努めてまいります。</p> <p>【健康局健康推進部 健康づくり課（成人保健グループ）】</p>
<p>③H I V・エイズ検査などの拡充</p> <p>H I V・エイズの正しい知識の普及、予防による感染者・患者数の減少、即日検査も含めた相談・検査のさらなる拡充にむけて取り組むこと。</p>	<p>HIV感染は、正しい知識とそれに基づく一人ひとりの注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能であります。本市におきましては、HIV感染者が若い世代及びMSM（男性間で性行為を行う者）に増加を続けていることから、教育委員会及びNGO等と連携し、広報・教育資材の作成や、関係者への研修等に取り組んでおります。</p> <p>また、受検者数が減少傾向にあることから、広報をより効果的に行い、受検者数の増加を図るとともに、受検者のニーズに応じた検査体制を構築するよう努めてまいります。</p> <p>【健康局保健所感染症対策課（感染症グループ）】</p>
<p>④不妊症・不育症の負担軽減</p> <p>不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の一部助成を拡充させていくこと。また、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症¹⁶は、特殊な場合を除いて正しい検査と治療を行うことで、80%以上の人が子どもを出産することができることから不育症治療に対する助成制度を確立および拡充を図ること。さらに、不妊治療や不育症治療は精神的負担も大きいことから、カウンセリング機関・窓口を充実させること。</p>	<p>不妊に悩むご夫婦は多く、不妊治療は経済的な負担も大きいため、本市としましても、少子化対策の観点からも、出産を望むご夫婦が安心して出産できる環境を整備することが課題であると考えております。</p> <p>本市では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、体外受精や顕微授精などの医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する事業を、国の基準に基づいて平成16年度から実施しております。</p> <p>現在の厳しい財政状況においても、国基準に基づく助成事業を維持するため、年々増加していく見込みの助成件数に対応する予算の確保を行っております。</p> <p>不育症につきましては、診断や治療法に関する研究が重ねられておりますが、不育症の原因と考えられているものが多岐にわたるため、検査費用だけでも数万円を要する場合があります、自己負担が重くなっている状況がございます。</p> <p>こうしたことから、厚生労働省においても、平成20年度に不育症の研究班が立ち上げられ、不育症治療の有効性・安全性及び保険適用について議論がなされていると伺っております。</p> <p>こういった状況をふまえ、引き続き不育症についての国や他市の動向を注視してまいりたいと考えております</p> <p>不妊治療や不育症に関する相談窓口については、本市において専門的窓口を設けておりませんが、各区保健福祉センターにおいて相談業務を行っております。また、大阪府の委託事業として、大阪府不妊専門相談センタ</p>

	<p>一事業が行われており、市民の方が利用していただくことも可能となっております。</p> <p>【こども青少年局子育て支援部 管理課】</p>
<p><u>(2)医療・介護サービスの連携と強化について</u></p> <p>①切れ目のない介護施策の推進</p> <p>地域包括支援センター¹⁷の機能や役割を強化し、介護、介護予防、医療、生活支援サービス、住宅、の五つ視点で、入院・退院・在宅復帰を通じて切れ目なく、利用者のニーズに応じて適切な組み合わせでサービスが受けられる「地域包括ケアシステム¹⁸」の確立・拡充の取り組みが不可欠になっている。2017（平成 29）年度末の介護療養病床¹⁹の廃止期限を踏まえ、計画的な削減・病床の転換を進めていくこと。その際、要介護高齢者の行き場がなくならないよう十分配慮すること。また、要介護高齢者が、できる限り住み慣れた地域での在宅生活を続けられるよう、医療機関とも連携をし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの充実を図ること。</p>	<p>介護保険法の改正により、介護療養病床の転換期限が平成23年度末から6年間延長されるとともに、平成24年度以降は介護療養病床の新設は認めないこととされています。引き続き、国の動向を見据えながら、利用者が安心してサービスが受けられるよう努めます。</p> <p>平成24年度に創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについては、事業者の募集を行い、実施事業者との協議を進めながら、順次、指定を行っているところです。</p> <p>今後も引き続き、事業者の参画を促すために募集を行ってまいります。</p> <p>【福祉局高齢者施策部 介護保険課、高齢施設課】</p>
<p>②介護事業者に対する指導・監査の連携強化</p> <p>介護事業者に対する指導・監査について、介護労働者の処遇改善の視点等に留意し大阪府との連携を強化すること。さらに、</p>	<p>介護事業者に対する指導・監査において、事業者に対し、労働関係法令の遵守を徹底するよう指導を行い、抵触しているような場合は厳正に対応してまいります。</p> <p>広域的な案件につきましては大阪府と連携して取組みを進めてまいります。</p> <p>平成24年度介護報酬改定により介護職員処遇改善加算が創設されたことに伴い、介護職員処遇改善加算を算定している事業者に対し、加算の算定</p>

<p>事業所が廃止される場合には、利用者のサービス継続の確保、利用者との馴染みのある介護労働者の雇用確保についても、大阪府とも十分な連携を行い、支援を行うこと。</p>	<p>額に相当する介護職員の賃金改善の実施について、介護職員処遇改善実績報告書等により確認、指導を行ってまいります。</p> <p>事業所が廃止される場合には、利用者のサービス継続の確保のため、必要な措置を講じるよう事業者に指導するとともに、必要に応じて本市としても支援を行ってまいります。</p> <p>【福祉局高齢者施策部 介護保険課】</p>
<p>③認知症対策の充実</p> <p>「早期発見・早期治療」が必要とされる認知症の対策について、認知症へのケアシステムを開発充実させるとともに、介護施設および介護サービスの強化を図ること。また、認知症検診の医療体制整備と専門医の確保に努めること。</p>	<p>認知症の早期診断、早期対応を行うためには、地域での医療の窓口である「かかりつけ医」と高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターとの連携が不可欠となります。</p> <p>本市では、平成20年度以降、かかりつけ医と地域包括支援センターを中心に、認知症の早期対応システムづくり等、関係機関が具体的に連携するための方策の検討や取組みを行う「認知症高齢者支援ネットワークモデル事業」を実施し、段階的にこれら事業を広げ、連携をより強固なものにするための取組みを進めてまいりました。平成24年度においても、これまでの取組み等をもとに、各区において認知症等高齢者を支援する体制の維持定着・発展のための事業を推進しております。</p> <p>また、認知症の正確な診断・治療を行うためにも、引き続き認知症サポート医の養成・支援、研修会をはじめとするかかりつけ医の認知症理解を深める事業を進めるとともに、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症専門医、認知症疾患医療センター、専門医療機関、合併症等に対応しうる地域の中核病院等の医療機関相互のネットワークの維持定着・発展を目指してまいります。</p> <p>【福祉局高齢者施策部 高齢福祉課、】</p> <p>認知症高齢者が増加していく状況に対応し、認知症高齢者グループホーム等の施設・居住系サービスの提供に努めます。</p> <p>【福祉局高齢者施策部 介護保険課】</p>
<p><u>(3)障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について</u></p> <p>①広域的な障がい者サービスの拡充</p> <p>障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、利用者の実情に応じた障がい者支援サービスを適切に提供することを求める。そこで広域的な地域生活支援事業として、1) 研</p>	<p>1) について</p> <p>本市福祉局においては、より多くの市民への理解を図るため、「障がいのある方のためのマーク」をホームページに掲載し、障がい者に対する市民の理解と協力を呼びかけております。また、障がい者を取り巻く課題についての正しい理解と認識を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、大阪府、府下市町村と合同で毎年「大阪ふれあいキャンペーン」の実施や、毎年12月3日～9日の「障がい者週間」において、市役所1階玄関ホールにてパネル展示等を行い、広く市民の関心を喚起する機会の創出にも取り組んでおります。今後とも、機会あるごとに障がいや障がいのある方に対して市民意識の高揚を図っていくため、啓発活動に努めてまいります。</p> <p>2) について</p>

<p>修および啓発活動、2) 障がい者や家族などの活動に対する支援事業、3) 後見制度に関する人材の育成や研修事業、手話通訳などの養成事業を追加および補強すること。</p>	<p>本市では、地域で生活している知的障がい者に対し戸外活動や交流機会の場を提供する等、自主的な社会活動を支援することで、障がい者の自立及び社会参加を促進しています。また、知的障がい児とその保護者に対する支援として、知的障がい児の身辺自立能力の向上や社会適応を促進するとともに保護者の家庭における療育に関する助言指導を行っています。</p> <p>3) について</p> <p>これまで手話奉仕員をはじめとした奉仕員養成事業は市町村地域生活支援事業として、また、手話通訳者養成事業は都道府県地域生活支援事業として位置づけられてきたところであり、本市におきましては、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成してきており、引き続き当事業が円滑に実施されるよう努めてまいります。</p> <p>なお、平成24年12月には、国におきまして、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行による、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業の対象拡大などに伴う関係省令の整備等に関する省令（案）を案件とする意見募集が行なわれており、今後とも省令をはじめ、国の動向について注視してまいります。</p> <p>【福祉局障害者施策部 障害福祉課】</p> <p>大阪市では、平成19年度より成年後見支援センターを設置し、①成年後見制度の広報啓発並びに相談 ②市民後見人の養成・活動支援 ③成年後見にかかわる機関・団体との連携 ④各種専門相談を実施するとともに、相談支援を実施している事業所に対する研修も実施しているところです。</p> <p>今後とも、成年後見制度の普及に向け、引き続き事業を実施してまいりたいと考えております。</p> <p>【福祉局生活福祉部 地域福祉課（相談支援）】</p>
<p>②適正かつ公正負担な障がい者サービス</p> <p>障がい者本人の希望を尊重して作成されたサービス利用計画案に基づき、支給決定が行われるよう相談支援体制を確立・充実させること。また、障がい福祉サービスの利用者負担、施設居住費・食費、自立支援医療の自己負担などについては、障がい者の負担能力に配慮して、適正かつ公平な負担とするこ</p>	<p>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成24年4月から全面施行され、支給決定プロセスの見直しが行われました。</p> <p>この制度改革により、原則としてすべての障がい福祉サービス利用者について、支給決定時に指定相談支援事業者にサービス利用計画案の提出を求め、それを勘案して支給決定を行うとともに、支給決定後のサービス利用計画の策定、及び一定期間ごとのモニタリングを行うこととされました。</p> <p>平成24年度の段階では、新規サービス利用者等を優先して対象者の拡大を行い、段階的に対象者を拡大していく方針です。</p> <p>本市としましては、すべての障がい福祉サービス利用者が質の高い相談支援を利用することができるよう、指定相談支援事業者の確保、及び相談支援専門員の資質の向上に取り組んでまいります。</p> <p>また、今後増大する福祉サービスの費用は、社会全体で支えあい、安定</p>

<p>と。</p>	<p>的なサービスの提供を目指すことが障害者自立支援法の考え方の柱の一つであり、利用者にも一定のご負担をお願いしています。</p> <p>こうした法の下、本市は、自立支援給付における利用者負担は、全国共通のものとして設定されるべきものと考え、国に対して適切な軽減措置を講じるよう制度の改善を要望してきました。</p> <p>平成24年4月1日より、利用者負担については応能負担を原則とすることとされています。また、さかのぼって平成22年4月以降、市民税非課税世帯については負担上限月額が0円となり、利用者負担が無料となりましたが、本市として引き続き軽減対策や制度の改善を要望してまいります。</p> <p>なお、平成25年4月1日より障害者自立支援法は障害者総合支援法と改められ、障がい支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について、法の施行後3年を目処に検討することとされており、今後とも国の動向について注視してまいります。</p> <p>【福祉局障害者施策部障害福祉課、障害支援課】</p>
<p><u>(4)待機児童の解消について</u></p> <p>2012年4月1日現在で認可保育所に入れない待機児童が存在することから、保育所待機児童の解消にむけて、取り組みを強化すること。また、保育ニーズの充足および保育の質を維持するためにも、大阪府内の保育施設で保育士の配置を増やせるよう、独自の予算措置による保育人材雇用支援事業を実施すること。</p>	<p>本市の保育施策を推進するにあたっては、公立・民間双方が相まって、待機児童の解消をはじめとする多様な保育ニーズに対応することとしております。</p> <p>今後とも、地域の保育ニーズを見極めつつ、低年齢児の入所枠の拡大に向け様々な方策を検討していきたいと考えております。</p> <p>さらに、多様化する保育ニーズに対応するためには、保育に携わる人材の養成・確保や資質の向上が極めて重要なことから、職員配置基準や勤務条件の改善など社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができる条件整備を図るため、財政措置を拡充するよう国に対して要望しているところであります。</p> <p>【こども青少年局子育て支援部 保育企画課】</p>
<p>4. 男女平等施策</p> <p><u>(1)男女雇用機会均等法、改正・育児介護休業法等の周知徹底について</u></p> <p>大阪府の女性年齢階級別労働力率は、全国平均よりM字の谷が深く、また、無業者のうち就業希望率は、全国平均より高い。大阪労働局への相談でも「妊</p>	<p>大阪市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、「大阪市男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年1月から施行しております。</p> <p>また、本条例に基づき、平成18年度から平成27年度までの10年を計画期間とする「大阪市男女共同参画基本計画－大阪市男女きらめき計画－」を平成18年3月に策定し、平成23年3月に改訂いたしました。</p> <p>計画後半期(平成23年度～平成27年度)の重点的取り組みとして、「仕事と生活の調和」、「女性のライフコースに沿った自立への支援」等をあげており、各種啓発資料や男女共同参画情報誌、ホームページ、携帯メールマ</p>

<p>娠・出産等を理由とした不利益取り扱い」が増えていることから、女性が働き続けられる環境づくりや男女ともに仕事と生活の両立にむけて、M字カーブ²⁰が全国平均に達するよう、男女雇用機会均等法や改正育児・介護休業法を周知徹底すること。</p>	<p>ガジンなどにより、仕事と生活の調和や女性のチャレンジ支援にかかわる情報発信を行っており、今後とも、重点的取組として推進を図ってまいります。</p> <p>【市民局市民部 男女共同参画課】</p>
<p>(2) 男女平等教育の充実に向けて</p> <p>配偶者等の暴力の相談件数が年々増えている状況を踏まえ、男女平等社会を広く根付かせるためにも、性別に関わらず、一人ひとりの能力を活かすことができる社会の実現に向けて、義務教育の段階から「男女平等教育」の充実を図ること。</p>	<p>大阪市では、平成18年度から平成27年度までの10年を計画期間とする「大阪市男女共同参画基本計画－大阪市男女きらめき計画－」を平成18年3月に策定し、平成23年3月に改訂しており、本計画のうち第3章の2、課題6に掲げる「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を大阪市「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画（DV防止基本計画）」と位置づけました。</p> <p>本計画において、「女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を推進していく上で克服すべき重要な課題です。なかでも、DVは夫・パートナーなど親密な関係の間で起こっていることから、家庭内のことあるいは男女間の個人の問題としてなかなか表面化せず、これまで対応の難しい状況にありました。女性に対する暴力は、多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的課題として理解し、対処していく必要があります。」と記載しており、女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざし、取組みを進めております。</p> <p>また、大阪市では、DV防止啓発資料の作成や希望される学校へ出向いて「デートDV防止」や「キャリア形成」等にかかわるセミナーを実施するとともに、若年層の悩みを対象としたガールズ相談（毎週木曜日10時～20時30分、電話番号：06-6770-7700）を行っております。</p> <p>【市民局市民部 男女共同参画課】</p> <p>大阪市では、平成15年1月に施行した「大阪市男女共同参画推進条例」に基づく、「大阪市男女共同参画基本計画－大阪市男女きらめき計画－」を平成18年3月に策定（平成23年3月改訂）し、総合的かつ計画的に男女共同参画施策の推進を図っているところです。</p> <p>また、教育委員会といたしましては、「大阪市学校教育指針」に基づき、学校における教育活動全体を通して、積極的かつ具体的な男女平等教育の指導に努めると共に、学校生活のあらゆる面について、不合理な点はない</p>

	<p>か見つめなおし、是正していく努力を進めているところです。</p> <p>今後も引き続き、全学校園において、各校の実態に応じた実施計画の立案ならびに具体的な取り組みの推進に努め、男女平等教育の深化・充実に取り組んでまいります。</p> <p>【教育委員会事務局指導部 教育活動支援担当】</p>
<p>5. 環境・交通・まちづくり施策</p> <p>5-1 環境対策</p> <p>(1) 省エネ対策の推進について</p> <p>節電や省エネ対策の普及啓発活動において、一人一人が関心を持ち、エネルギー使用の無駄がなくなるよう、住宅において、使用量をリアルタイムで掌握できるスマートメーター等の導入やエコ住宅整備の促進として補助金制度を導入するなど、家庭におけるエコライフや節電に向けた取り組み強化を行うこと。また、「環境家計簿」の取り組みについても引き続き強化を行うこと。</p>	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災による影響を受け、関西においても、夏期と冬期の電力不足に対応するため、市民の皆様の自主的な節電行動をお願いするとともに、本市の節電対策への協力を市政だよりやホームページを通じ広範囲に呼びかけており、本市も関西広域連合の一員として、国及び関西電力株式会社と連携・協力し、電力需給の安定化のため、率先して節電の取り組みを進めています。</p> <p>節電に取り組む皆様を応援するため、ホームページで効果的な節電方法やすぐに実施できる「節電メニュー」を紹介するとともに、引き続き「環境家計簿」をはじめ、節電に取り組むきっかけや節電意識の向上につながる「見える化機器無料貸出」や「節電セミナーの開催」など様々な施策を実施しています。</p> <p>【環境局 環境施策課（環境活動担当）】</p> <p>大阪市では、省エネルギー、省CO2住宅の普及を促進するため、一定の環境性能を満たす住宅を「大阪市エコ住宅」として認定するとともに、認定を受けた住宅の購入や改修等の住宅ローンに対して利子補給を行う「大阪市エコ住宅普及促進事業」を平成23年6月より実施しています。</p> <p>認定受付は平成26年2月末までとし、3年間の事業期間を集中的に取り組むことで、民間市場でのエコ住宅の自立的な普及を促進します。</p> <p>大阪市エコ住宅の認定対象は、一定の基本性能を有するとともに以下の基準を満たす住宅の新築・改修事業で、工事着手前の申請が必要になります。なお、認定基準のひとつとして、環境意識を高める設備に、住宅の電力消費量をリアルタイムで表示する「省エネナビ」を選択項目としております。</p> <p>○主な認定基準 ・高い断熱性能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高効率給湯器、太陽光発電等創エネ設備の設置 ・省エネナビ等居住者の環境意識を高める設備の設置 ・敷地内の緑化 <p>○利子補給の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象住宅ローン：フラット35、5年以上固定金利で返済期間が10年以上等 ・利子補給期間、額：年間最大約10万円、補助期間5年間で最大約50万円 <p>平成25年1月末時点で2,646戸の住宅の計画を認定しており、今後もエコ住宅のさらなる普及促進を図るため、引き続き広報等による事業</p>

	<p>の周知を進めてまいります。</p> <p>【都市整備局企画部住宅政策課（まちづくり事業企画）】</p>
<p>(2) 地球温暖化一般排出ガスの削減の取り組み強化について</p> <p>①「地球温暖化対策実行計画」の取り組み強化</p> <p>大阪府域の2009年度温室効果ガス排出量は5,004万トンで、1990年度と比べて13.5%減少している。2020年までに府域25%削減に向けて引き続き、国の「チャレンジ25キャンペーン」を周知するとともに、各市町村の「地球温暖化対策実行計画」の目標達成にむけて、取り組み強化を行うこと。</p>	<p>大阪市では、平成23年3月に「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」を策定し、2020（平成32）年度までに市域の温室効果ガス総排出量を1990（平成2）年度比で25%以上削減することをめざしています。</p> <p>2010（平成22）年度における総排出量は1990（平成2）年度比で約21%減となっています。</p> <p>今後は、国の地球温暖化対策の検討状況や市域の排出量の動向を見極めつつ、地球温暖化対策を積極的に推進します。</p> <p>【環境局環境施策部 環境施策課】</p>
<p>②エコカー普及に向けた取り組み強化</p> <p>エコカーの導入を推進するため「大阪エコカー協働普及サポートネット²¹」を設置し、2010年クリーンエネルギー自動車台数の目標は達成されている。さらなる取り組みに向けて、ドライバーが安心して運転できるよう、人や車がよく集まる箇所に、充電スポットの設置強化にむけて、大阪府へ補助金制度の支援を求めるなど、充電設備の取り組み強化に努めること。</p>	<p>本市では、大阪エコカー協働普及サポートネットなどにおいて、民間事業者、大阪府等と連携してエコカーの普及促進に取り組んでいます。</p> <p>一方、国は平成24年度補正予算案として、電気自動車等の充電インフラ設置にかかる補助金を計上しました。（交付決定は平成25年度までの予定）</p> <p>これまでの補助金では、購入費の1/2補助のみであったところ、自治体等が策定するビジョンに基づいて充電器を設置する場合、購入費及び工事費の2/3を補助するとされていることから、大阪府と連携して、国の補助制度を活用した充電設備の普及拡大に向けて取り組みを進めていきます。</p> <p>【環境局環境管理課（環境規制）、環境施策課（環境活動）】</p>
<p>(3) 廃棄物処理について</p> <p>①ごみの減量化、リサイクル率の向上に向けて</p> <p>大阪府の平成22年度の</p>	<p>本市では、「一般廃棄物処理基本計画」に基づく各種施策の推進により、平成22（2010）年度のごみ処理量は115万トンとなり、平成3（1991）年度のピーク時のごみ処理量217万トンに対し、約102万トンの減量となっており、ほぼ半減しております。</p>

<p>1日1人当たりの排出量・再生利用率・最終処分量の3つの指標は全国でワースト1。大阪府と連携し「大阪府循環型社会推進計画²²」の実効ある取り組みと、リサイクル率のアップに向けて、全国平均まで到達するなど対策強化に努めること。</p>	<p>ごみの減量課、リサイクル率の向上に向けた具体的な取り組みとしては、資源ごみ収集・容器包装プラスチック収集を全市において実施するとともに、市内の公共施設や民間施設において、紙パック・乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジ・マタニティウェア・ベビー服・子ども服の拠点回収を実施しております。</p> <p>また、平成25年2月から古紙・衣類分別収集を6区で先行実施し、平成25年10月から全市にて実施する予定です。</p> <p>本市では、これまでの取組の継続に加え、古紙類の分別収集等の紙ごみ対策を進めることで、平成27年度（2015）年度ごみ処理量100万トン以下、また、将来的には、ごみ処理量90万トンをめざす新たなごみ減量目標を定めており、この目標達成に向けて、今後とも、市民・事業者の皆様との連携により、さらなるごみ減量・リサイクルの取組を積極的に推進してまいります。</p> <p>【環境局総務部 企画課、事業部 家庭ごみ減量課】</p>
<p>②不法投棄防止対策の強化</p> <p>大阪府の平成23年度のテレビ等による不法投棄台数は、前年度に比べて大きく増加している。不法投棄防止対策にむけて、パトロールの強化や不法投棄が多い場所への監視カメラを設置するなど対策強化に努めること。また、河川等の不法投棄について、国や大阪府、警察等と連携を行い、回収強化に努めること。</p>	<p>大阪市では、道路の維持管理業務の一環とし、都市の環境美化を保持することを目的として、大阪市が管理する道路上（公道）等へ不法投棄されている投棄物の収集を行っております。</p> <p>投棄されやすい場所としましては、堤防沿いや高架下、工場や駐車場等の塀沿い、公園沿いなど、門前清掃が行われにくく、人目の少ない場所で投棄されることが多い状況にあります。</p> <p>そのような状況の中、不法投棄対策としましては、市内に点在する不法投棄常習場所を中心に巡回を行い、不法投棄物を発見し次第処理することにより、不法投棄がされにくい環境づくりに努めるとともに、必要に応じて、不法投棄防止看板を設置しております。</p> <p>監視カメラにつきましては、不法投棄常習場所である一部の地域におきまして設置を行っております。</p> <p>河川につきましては、平成23年10月から市内中心部を流れる市の管理河川におきまして、日曜日にも清掃を行うなどの対策の強化に努めています。</p> <p>大阪市としましては、まちの美化を推進するため、引き続き、公道上の投棄物や散乱ごみの巡視をより一層行い、河川や国道などそれぞれの管理責任者等と連携を密にしながら清潔で美しいまちづくりに努めてまいります。</p> <p>【環境局事業部 事業管理課】</p> <p>不法投棄対策につきましては、主に環境局が担当しておりますが、建設局としましても、道路上への不法投棄防止、早期発見のため引きき道路パトロールの強化に努めてまいります。</p> <p>また、本市管理河川においては、現在も日々パトロールを実施し、不法投棄があれば随時回収を行っております。今後も関係機関と連携し、市民</p>

	<p>の安全・安心を確保するため努めてまいりたいと思います。</p> <p>【建設局路政課、同下水道河川部、河川課】</p>
<p>③災害廃棄物の受け入れ強化</p> <p>東日本大震災による災害廃棄物のうち、岩手県の広域処理が必要な量は、約120万トン。そのうち、大阪府への受け入れ要請は18万トンとされている。被災地復旧・復興のため、大阪府と連携し、災害廃棄物の受け入れに向けて、正しい情報提供を市民・企業等に行い、理解促進に向けて取り組むこと。</p>	<p>平成25年1月25日付け「東日本大震災に係る災害廃棄物処理の進捗状況・加速化の取組の施策及びこれを踏まえた広域処理の協力要請について」により環境大臣から大阪市長あてに協力要請がありました。その要請文によりますと、岩手県の広域処理必要量は可燃物及び木くずで約21万トンであり、大阪府・市で受け入れを行う宮古市では、8万1千トンとなっております。本市への要請量につきましては、これまでどおりの3万6千トンと変わらない状況となっております。</p> <p>これまで、市民の皆様へのご説明につきましては、6月27日、7月2日、及び7月4日の計3回にわたり、まずは、此花区民の方を対象とした住民説明会を開催し、その後、8月6日及び9日には、舞洲・夢洲地区にある企業向け説明会を開催しました。更に8月30日には、一般市民向けの説明会を、中央公会堂において開催いたしました。10月7日には、被災地の廃棄物を受け入れるにあたっての港湾・積替施設を中心とした広域処理に関する住民説明会を開催し、11月13日には試験焼却に関する住民説明会を開催し、11月15日に舞洲・舞洲地区にある企業向けの説明会を開催しました。また、1月16日に試験処理結果及び本格処理に関する住民説明会を開催し、1月18日に舞洲・舞洲地区にある企業向けの説明会を開催してきました。</p> <p>なお、説明会でいただいたご質問の主旨と回答は、整理のうえ、本市ホームページに掲載するとともに、当日の様子については動画にてご覧いただけるようにしております。</p> <p>【環境局施設部 施設管理課】</p>
<p>④食品廃棄物削減の取り組み強化とフードバンクの取り組みにむけて</p> <p>日本の食品廃棄物の排出量は、年間約1900万トン排出されており、この中には本来食べられるにも関わらず捨てられている「食品ロス」が約500～900万トン含まれていると推計されている。食品・食材を無駄なく使うために、食品ロスの削減に向けた取り組み強化を行うとともに、「フードバンク²³」等のネットワークを構築すること。</p>	<p>大阪市としては、食品廃棄物の減量等を進めるため、まずは食品廃棄物を発生させない取組が重要であると考えており、食品を無駄なく使い切ることや食べ残しを減らすことを啓発するなど、市民や事業者の皆様の発生抑制の取組を促進するため、販売管理の徹底や食品の品質や期限表示をこまめにチェックするなど、ごみの発生抑制の取組をはじめ3Rにかかる行動メニューを例示した「大阪市ごみ減量アクションプラン」を平成14年に策定し、市民や事業者への啓発活動等を行っております。</p> <p>具体的な啓発活動として、「ごみ減量アクションプラン～市民の行動メニュー～」において生ごみの発生抑制等の啓発を行なうとともに、親子料理教室やエコ・クッキング等の出前講座の開催により食材を無駄にしない取り組み啓発を実施しております。</p> <p>また、食品リサイクル法の趣旨や内容の普及啓発に努め、食品関連事業者の自主的・主体的な取組を促します。</p> <p>【環境局総務部 企画課、同事業部 家庭ごみ減量課】</p>

<p>5-2 交通施策</p> <p>(1) 交通網の施策強化に向けて</p> <p>利用者が利用しやすい交通の提供に向け、大阪府の乗り継ぎ改善計画「公共交通シームレス²⁴計画(案)」と連携し、利便性の高い公共交通ネットワークを構築すること。</p>	<p>大阪市では、快適な都市環境との調和を図りつつ、生活の利便性、活発な都市活動を支える都市交通基盤の確立をめざすという総合交通体系の考え方にに基づきながら、公共交通を基本に据えた都市内交通の整備に取り組んできました。</p> <p>今後とも、利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、大阪府等の関係機関と連携しながら、鉄道ネットワークの充実・強化や乗り継ぎの利便性の向上等に努めていきます。</p> <p>【計画調整局計画部 交通政策課】</p>
<p>(2) 交通安全対策の推進について</p> <p>歩行者の安全対策や事故防止のため、警察等と連携し、車両や自転車の安全運転・マナーの向上に向けて、交通ルール遵守の徹底強化に努めること。また、児童・生徒の通学路の安全確保のため、事故が起りやすい危険箇所などについて再度把握をし、教育委員会や学校、地域と連携を図り安全対策強化に努めること。特に、歩車分離式信号機やガードレール等の設置に向けて、大阪府と連携し対策を早急に講じること。</p>	<p>交通ルールの遵守や正しい交通マナーの向上に向けた取組みとして、大阪市・大阪府・大阪府警察本部などで構成する大阪府交通対策協議会において、毎年、大阪府民大綱を定め、「交通マナーを高めよう！」を合言葉に、自治体、関係機関・団体等との緊密な連携を図り官民一体となった取組みを推進しています。</p> <p>その取組みの一環として、春や秋などの交通安全運動期間をはじめとして、区役所、警察署、「交通事故をなくす運動」区推進本部等が連携して、子どもを中心に自転車の乗り方に関する指導や自転車の安全講習等参加体験型の交通安全教室を開催するとともに、市民の皆さんに参加いただき、警察署などの関係機関の協力を得ながら、交通安全意識の高揚を図るための街頭啓発活動などを実施しています。</p> <p>特に自転車の安全利用推進については、喫緊の課題であると認識しており、大阪府交通対策協議会では、平成23年度より11月を自転車マナーアップ強化月間と定め、自転車利用者のマナーアップや放置自転車の追放等を広く市民の皆さんに訴えるため、ポスター等を活用した広報活動など関係機関と連携した効果的な交通安全啓発を実施しています。</p> <p>また、今後は同協議会において策定された「自転車安全利用推進のための重点行動指針」に基づき、取組みを充実強化させてまいります。</p> <p>今後とも警察等関係機関と協力のうえ、交通安全に関する効果的な周知・徹底を図る啓発活動を推進してまいります。</p> <p>【市民局市民部 地域活動課（地域活動グループ）】</p> <p>教育委員会といたしましては、昨年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が突っ込み、死傷者が出るという事故が相次いで発生したことを受け、全ての小学校・特別支援学校において保護者、地域等と連携を図り通学路の安全点検を実施いたしました。</p> <p>その結果、交通安全の観点で危険が認められた箇所につきましては、8月以降、学校、警察署、道路管理者等による合同点検を実施しております。現在、学校、警察署、道路管理者等が協議を行い、対策必要箇所への対応が検討されているところです。</p>

	<p>今後も引き続き、保護者、地域、関係諸機関等と連携し、通学路の安全確保に努めてまいります。</p> <p>【教育委員会指導部 中学校教育担当（生活指導）】</p> <p>昨年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、死傷者が出るという事故が相次いで発生したことを受け、全ての小学校・特別支援学校において保護者、地域等と連携を図り通学路の安全点検を実施いたしました。</p> <p>その結果、交通安全の観点で危険が認められた箇所につきましては、8月以降、学校、警察署、道路管理者等による合同点検を実施しております。現在、学校、警察署、道路管理者等が協議を行い、対策必要箇所への対応を進めているところです。</p> <p>これらの取組みにより抽出された対策必要箇所については、ガードレールの設置を含め、歩車分離の検討や整備を行うなど、今後も引き続き、保護者、地域、警察などの関係諸機関等と連携し、通学路の安全確保に努めてまいります。</p> <p>【建設局道路部 道路課】</p>
<p>(3) 駐輪対策の強化について</p> <p>通行人の迷惑とならないよう、放置自転車禁止区域内の強制撤去強化や駐輪場の増設、また違法駐輪が多い地域には、巡回など監視機能強化を行い、誰もが安全に移動できるような環境整備に取り組むこと。</p>	<p>本市では鉄道駅周辺における放置自転車対策として、「大阪市自転車等の駐車場の適正化に関する条例」を制定し、自転車駐車場の整備を進めるとともに、駅周辺を自転車等の放置禁止区域に指定し、区域内の放置自転車の即時撤去を行っております。</p> <p>また、放置自転車が多い駅周辺では、啓発指導員（サイクルサポーター）を配置することで、市民に対する自転車マナー向上の啓発や、点字ブロック上や交差点付近などの危険な箇所にある放置自転車の整理、自転車駐車場への誘導などを行い、市民マナーの向上と放置自転車の解消に努めております。</p> <p>引き続き、放置禁止区域内の放置自転車の撤去強化を実施するとともに、自転車の適正利用に向けた啓発の強化を図ってまいります。</p> <p>自転車駐車場の整備につきましては、昭和48年より通勤や通学のために最寄りの駅を利用する自転車利用者を対象に行ってきたおり、平成24年3月末時点で、大阪市内の鉄道駅156駅において約153,000台（鉄道事業者等の整備も含む。）の整備を行っています。</p> <p>これは平成23年11月調査における駅周辺への自転車の集中台数約134,000台を上回るものであり、全体として自転車駐車場の台数は足りているものと認識しておりますが、市内中心部においては、自転車駐車場が不足している箇所も多い状況です。これら自転車駐車場の不足につきましては、余剰スペースが少なく、予算に限りのある状況ではございますが、鉄道駅からの距離や立地条件、周囲の放置自転車の状況などを考慮し、整備効果の大きな箇所を選定し順次整備してまいります。</p> <p>今後とも、各区長の意向を踏まえつつ、地区に応じた対策に取り組んで</p>

	<p>まいります。</p> <p>【建設局管理部 自転車対策課】</p>
<p>5-3 まちづくり施策 (1)災害対策の強化に向けて ①防災計画</p> <p>災害時の救援隊や燃料、救援物資の輸送手段や経路、また避難所の物資の確保や避難所以外の場所に避難している人の把握・対応など、大阪府と連携しながら、地域防災計画に盛り込むこと。また、防災会議の女性委員比率の向上とともに体験された方からの意見を踏まえるなど、さまざまな観点から防災に取り組むこと。</p>	<p>大阪市では、東日本大震災以降、国の検討結果を待たずに避難を優先した取り組みを進め、平成24年7月には、これらの取り組みとともに、「大阪府地域防災計画」の修正内容を包含すべく「大阪市地域防災計画」の修正を行い、緊急交通路の見直しや、多様なニーズに対応した避難所運営マニュアルの改訂、関西広域連合や大阪府と連携した広域的な応援・受援が可能となる基礎自治体レベルの体制構築に努めてまいります。</p> <p>また、東日本大震災の教訓を踏まえ、「大阪市防災会議」の委員に津波等各種災害、避難対策、避難生活等の専門家のご意見や、女性の視点なども踏まえられるよう、平成24年11月に「大阪市防災会議条例」の変更を行っており、現在、委員の選定について検討を進めております。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p>
<p>②緊急時の行政間の連絡体制</p> <p>大規模災害や事故など緊急時の行政の円滑な対応体制とともに大阪府・関係団体と連携した連絡体制の整備・強化を図ること。また、模擬連絡を行い、問題点等を検証し、行政間の連絡体制の充実を図ること。</p>	<p>大阪市では日頃から、大阪府や防災関係部局との間で、各種災害の発生に伴い、防災情報システムなどを活用した情報伝達訓練を実施し、情報連絡体制の維持・強化に努めています。また、大阪市震災総合訓練では、大規模災害発生時の情報伝達訓練を関係機関と実施し、更なる情報連絡体制の充実強化を行っています。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p>
<p>③非常時における情報提供と避難場所の周知</p> <p>緊急時の情報提供のあり方について、昼夜問わず、実態に応じた伝達となるよう、また、その情報がきちんと市民に伝わるかなど改めて検証し、情報体制の充実を図ること。さらにハザードマップのPR</p>	<p>大阪市における緊急時の情報伝達は、防災行政無線を用いた防災スピーカをはじめとし、携帯電話を用いた防災情報メール、緊急速報メール、インターネットを用いた大阪市やおおさか防災ネットのホームページへの情報掲載、その他テレビ、ラジオの報道機関や広報車を用いた広報など複数の様々な手段を用いて行うこととしています。</p> <p>また、現在民間企業により平成24年7月のテレビのデジタル化により空いた周波数帯を用いて、住民の方々へ緊急情報を伝達する新技術の開発、実験を行っており、大阪市としてもそこに参画するなど、新技術についてもいち早く導入できるよう取り組みを行っています。</p> <p>さらに情報伝達体制については、時間的余裕がない情報（緊急地震速報</p>

<p>を行うとともに、防災訓練の充実に向けて、企業・学校・地域において避難訓練や徒歩帰宅訓練などが実施されるよう働きかけること。</p>	<p>など)は、防災スピーカや防災情報メール、緊急速報メールで昼夜を問わず、自動配信されるようになっているほか、大阪市より手動にて情報配信が必要になるもの(避難勧告・指示など)については、出来る限り迅速に情報発信ができるような体制を整えています。</p> <p>大阪市としては、緊急時における住民の方々への情報伝達をより迅速かつ的確に行えるよう、複数の様々な情報伝達手段を構築し、情報伝達体制を充実させる取組みを行っています。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p> <p>本市では、東南海・南海地震による津波が発生した場合や、河川や下水道で想定している以上の雨が降った場合に備えて、浸水が予想される区域と避難場所、避難時の心得を記載した「防災マップ」を平成18年3月に作成し、全戸配付を行ったほか、各種防災イベントや講座などで紹介、配付するなど、継続的な啓発を行っています。</p> <p>また、各地域で行われているワークショップや図上訓練及び実際に避難所を利用した避難所開設訓練などの自主防災活動におきまして、区役所と連携して地域防災活動アドバイザーを派遣するなどしての支援をおこなっており、今後もこうした取組みを通じて、地域防災力向上に向けた自主防災組織への活動支援や連携強化を図っていきます。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p>
<p>④津波への対策強化</p> <p>南海トラフ等で起きる巨大地震の津波被害を想定し、防潮堤等の見直しや津波避難ビルの確保など、取り組み強化に努めること。</p>	<p>大阪市では、東日本大震災以降、国の検討結果を待たずに大阪市として速やかに取り組める対策として、津波避難ビルの確保など避難を優先した取り組みを進めてきました。</p> <p>また、国において、東日本大震災を踏まえて南海トラフ巨大地震の地震・津波の被害想定等について検討が進められており、平成24年8月に、南海トラフ巨大地震に関する検討結果が公表されました。</p> <p>本市においては、現在、それに基づき市域における詳細な地震・津波シミュレーション、被害想定算定などを大阪府と共同で実施しており、これらの検討結果に基づいて平成25年度に「大阪市地域防災計画」の改訂を行い、津波避難ビルの確保や自主防災活動の支援など住民等の避難を軸とした総合的な防災対策を進めてまいります。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p> <p>南海トラフで起きる巨大地震の津波被害については、現在、大阪府防災会議「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」において、府市共同で地震・津波シミュレーションを実施しており、将来の防潮堤あり方については、この結果を踏まえて、検討を行うことにしています。</p> <p>【港湾局計画整備部 計画担当】</p> <p>本市管理の防潮堤機能を有する住吉川においては、現在から将来にわた</p>

	<p>って考えられる最大級の強さを持つ地震(阪神・淡路大震災クラス等)に対しても越水することが無く、河川堤防としての機能を確保することのできる耐震護岸整備を実施しております。</p> <p>津波対策については、広域的な災害の発生が想定されることから、本市関係部局はもちろん、国、府とも連携の下、予想を超える大きな津波に対する将来の防潮堤のあり方について、国の中央防災会議の動向を注視しながら検討を行うことにしています。</p> <p>今後も、市民の安全・安心を確保するため、関係機関と連携し、地震・津波等の災害に強いまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>【建設局下水道河川部 河川課】</p>
<p>⑤学校等防災拠点として機能するよう耐震強化の充実</p> <p>災害時に一時避難などの大きな役割を果たす学校や病院・施設等について耐震改修や建て替えに早期に取り組むこと。</p>	<p>本市の学校施設については、耐震診断により補強が必要なものを平成9年度から計画的に耐震改修を実施しています。また、耐震改修および校舎の建替え等を行ったことにより、平成24年4月現在96%の耐震化が完了しています。</p> <p>引き続き残りの学校施設についても、早急に耐震化を進めてまいります。</p> <p>【教育委員会事務局総務部 施設整備課】</p> <p>(災害拠点病院としての対応のみ回答)</p> <p>市民病院においては、市立総合医療センターが大阪府災害拠点病院として指定されており、大規模災害時には救急患者の受け入れなどの役割を果たせるよう、耐震化について措置しております。</p> <p>【病院局総務部 総務課総務グループ】</p>
<p>(2)防犯対策強化について</p> <p>大阪の犯罪は全国的に見ても高く、街頭犯罪(ひったくり、車上ねらいなど)抑止に向けて、防犯グッズを付けるよう周知すること。</p>	<p>大阪市では、大阪府、大阪府警察本部と連携して、市民の皆さんとの協働を基本とし、街頭犯罪発生件数のさらなる減少に向けて「安全で安心して暮らせるまちづくり」を推進しています。</p> <p>犯罪を未然に防止するため、ひったくりや車上ねらい、自転車盗などの街頭犯罪にかかる情報だけでなく、子どもの安全確保などに関する事項なども掲載した「安全ガイドブック」を作成し、区役所やサービスカウンター等に対し窓口への配架や安全なまちづくりに関する諸活動での活用を呼びかけています。</p> <p>また、ホームページによる防犯情報の提供や啓発ポスターの掲示など、広く市民の皆さんへの啓発を行っているほか、各区役所を窓口とした青色防犯パトロール活動など、市民の皆さんによる自主防犯活動への支援や、市職員による巡回活動の強化などにも取り組んでいます。</p> <p>今後も、各関係機関と連携を図りながら、効果的な防犯グッズの配布や紹介など啓発方法を検討し安全なまちづくりを推進してまいります。</p> <p>【市民局市民部 地域活動課(地域活動グループ)】</p>
<p>(3)交通バリアフリー環境整備の充実に向けて</p> <p>ベビーカーや高齢者、車</p>	<p>本市では、高齢者、障がい者等をはじめとするすべての市民が日常生活上又は社会活動上利用する建築物や道路、公園などの施設を安全かつ快適に利用することができるよう「ひとにやさしいまちづくり」を推進してお</p>

<p>イスなど使用される場合のエレベーター利用について、複数の出入り口がある個所は、設置場所が分かるように対策を講じること。また、ターミナルでは、目的地に近いエレベーターを利用できるよう、全体の設置場所について表示し、誰もが快適に交通機関を利用できるよう環境整備の充実に取り組むこと。</p>	<p>ります。</p> <p>駅舎のエレベーター整備については、国の基本方針に基づき1日あたりの利用者数が3,000人以上の駅において、優先的に整備を進めています。エレベーター設置場所の適切な案内についても、重要であると認識しており、ご要望については、各鉄道事業者にお伝えしてまいります。</p> <p>【計画局開発調整部 開発誘導課（まちづくり支援）、福祉局障害者施策部 障害福祉課】</p> <p>ホーム階においては、出口案内・駅構内図・駅周辺案内図・路線図等を一箇所でご確認いただける「総合案内板」を平成22年度から順次設置しており、その中の出口案内及び駅構内図で、ホームから中階、中階から地上へのエレベーターを案内しております。</p> <p>また、地上各出入口には、地上案内図やホームまでのワンルート経路図を設置し、地上出入口からホームまでのエレベーターによるワンルート案内を実施しており（案内ルートに歩道橋や階段があるなど、車椅子での利用に支障がある出入口及び当局所有のエレベーターが未設置の駅を除く）、84駅への設置を完了しております。</p> <p>【交通局鉄道事業本部運輸部 駅務課】</p>
<p><u>(4) 宿泊・福祉施設等の火災防止対策に向けて</u></p> <p>宿泊施設等の建物の火災防止に向けて、防火管理体制の取り組み強化を行うこと。また、建物の違法等について、大阪府へ是正指導の強化を求めるなど、安全対策の徹底強化に努めること。</p>	<p>消防局においては、平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災に伴い、市内の宿泊施設735箇所に対して緊急に立入検査を実施し、消防法令違反のある施設に対して是正指導を行い、それらの違反について全件改善させました。</p> <p>また、福祉施設についても計画的に立入検査を行い、消防法令違反があれば是正指導を行っているところです。</p> <p>今後も宿泊・福祉施設を始めとする集客施設等に対し、計画的に立入検査を行い、防火管理者の未選任及び消防訓練の未実施並びに消防用設備等の未設置など重大な消防法令違反のあるものに対しては、消防法上の法的権限を行使し、徹底した違反是正に取り組んでいきます。</p> <p>【消防局予防部 予防課】</p> <p>平成24年5月、広島県福山市で発生したホテル火災事故をうけ、本市においても同様のホテルに対して緊急立入検査を実施し、建築基準法上違反のある施設については所有者等に対して、本市が是正指導を行っているところです。</p> <p>【計画調整局 監察課】</p>
<p>6. 教育・人権・行財政改革施策</p> <p>6-1 教育施策</p> <p><u>(1) 35人学級の実施に向けて</u></p> <p>きめ細かな指導が可能</p>	<p>小・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、1学級40人（小学校1年生は1学級35人）を基本として編制することとなっております。</p> <p>少人数学級につきましては、大阪府が小学校2年生について35人で学級編制を実施しており、本市におきましても府の基準に従い、小学校2年生</p>

<p>となるよう小学校1・2年生のみならず、対象学年を拡大し、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう35人学級編制に取り組むこと。</p>	<p>について35人で学級編制を実施しております。本市では、独自の施策として、基礎・基本の確実な定着と個に応じたきめ細かな指導の一層の充実をめざし、小学校3年生から中学校3年生までの継続した習熟度別少人数授業を実施しております。</p> <p>今後とも、国および大阪府の動向を注視しながら適切に対処してまいります。</p> <p>【教育委員会事務局総務部 学事課】</p>
<p><u>(2)いじめ等の相談体制強化に向けて</u></p> <p>いじめに対する迅速な対応について、また自殺を防ぐための取り組み強化としてスクールカウンセラー²⁵の常勤配置・児童相談所の充実強化に努めること。さらに福祉との連携を強めるためスクールソーシャルワーカー²⁶の配置を充実すること。</p>	<p>いじめや不登校問題等の解決をはかるため、全市立中学校（130校）に臨床心理士をスクールカウンセラーとして週1日配置し、地域内の幼児・小学生・中学生・高校生やその保護者へのカウンセリング及び教職員への助言を行っています。</p> <p>また、平成22年度は10中学校、平成23年度・平成24年度は40中学校において週2日の配置とし、うち1日は校下の小学校へ派遣しています。</p> <p>なお、それ以外に児童・生徒の事故等に際しまして、当該校にスクールカウンセラーを緊急派遣することもございます。</p> <p>また、児童相談所の充実強化として児童相談を担当する児童福祉司等の増員に取り組んでおり、今後も体制の強化を図ってまいります。</p> <p>【こども青少年局 こども相談センター】</p> <p>いじめ問題等、子どもが抱える様々な課題の背景には、子どもの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校などの環境の問題が複雑に絡み合っており、教育のみならず福祉など多方面から総合的に対応していく必要があると考えております。</p> <p>教育委員会といたしましては、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを要請のあった学校園に派遣し、子どもがおかれた環境へ働きかけたり、関係諸機関とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っております。</p> <p>今後も引き続き、関係局・関係機関との連携・協力を図りながら、いじめ問題等への取組の充実を努めてまいります。</p> <p>【教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当（生活指導）】</p>
<p><u>(3)給付制奨学金制度の創設に向けて</u></p> <p>「奨学金」について、雇用状況の悪化を受け、卒業後の返還が厳しい環境になりつつある。安心して勉学に打ち込み、その能力を社会に向けて発揮できる</p>	<p>本市では、経済的理由のために高等学校または高等専門学校への修学が困難な生徒に対して、「大阪市奨学費」を支給し、これまで本市民への教育の機会均等に寄与しています。</p> <p>本奨学費制度のあり方について、現在の本市を取り巻く厳しい財政状況のもとで受益と負担の関係の適正化、他の貸与制度との整合性等を勘案し、平成21年5月に条例改正したところです。</p> <p>新制度につきましては、奨学費制度に対するニーズ等も踏まえ、給付型奨学金制度として維持するとともに、新たに入学式資金の創設や支給人員</p>

<p>よう、給付制奨学金制度を創設すること。</p>	<p>の拡大など制度の充実を図る一方で、支給単価については、一定の見直しを行っています。大阪市内に居住し、高等学校等に在学する市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）に属する生徒を対象とし、平成22年度入学生より、入学資金として35,000円以内、学習資金として72,000円以内(年額)を支給しています。</p> <p>なお、公金の適正な支出の観点から、入学資金及び学習資金の支給に際しては、所定の請求書に入学または学習に要した経費を証明する書類（領収書等）の添付が必要となっています。</p> <p>【教育委員会事務局 学校経営管理センター】</p>
<p>(4)「食育」政策の推進に向けて</p> <p>子どもの基本的な生活習慣作りと健全な食生活の実践にむけて、また「食を共にすること」でコミュニケーションが深まることから、食に関する正しい知識や地場産物を活用した調理実習、地域の生産者等との交流会（「食育教室（仮称）」など学校・地域と連携を行い、食育政策を推進すること。</p>	<p>子どもの食を取り巻く環境が変化する中で、乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着など心身の健全育成をはかることが重要になっています。</p> <p>保育所における「食育は、健康な生活の基本としての『食を営む力』の育成に向け、その基礎を培う」ことを目標として、子どもが毎日の生活と遊びの中で、食に関わる体験を重ね、食べることを楽しみ合う子どもに成長していくことや、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、保育所が位置する地域の特色にあわせ、食事の提供を含めた計画を作成し、「菜園活動、調理活動、食育紙芝居、就学前の栄養のおはなし、地域交流」等を食育の中心に据えた、食育活動を実施しているところです。</p> <p>【こども青少年局子育て支援部 保育企画課】</p> <p>本市では食育の推進を目標として、地域における子育て活動を支援する各区の拠点として位置付けている子ども・子育てプラザにおいて、食育に関する講座を実施しており、平成23年度の実績は、237講座 参加者延べ3,596人となっております。</p> <p>【こども青少年局子育て支援部 管理課】</p> <p>現在、子どもたちが置かれている食生活の現状については、様々な課題があり、子どもに望ましい食習慣を身に付けさせることは、たいへん重要な事と考えています。</p> <p>子どもの食生活については、学校・家庭・地域社会が連携して、次代を担う子どもの望ましい食習慣の形成に努める必要があると認識しています。</p> <p>教育委員会では、栄養教諭・栄養職員未配置校に栄養教諭・栄養職員が出張授業を行ったり、小学校における食育を啓発するために食育展を開催したりする、栄養教育事業を行っています。各学校におきましても、学校給食を中心にしながら、教育活動全体を通して食に関する指導を行っており、地域と連携したさまざまな食育の取組を実施しています。また、各区の区役所とも連携した食育を推進しているところです。</p> <p>今後も学校・家庭・地域が連携をとりながら、より一層、食育の推進に</p>

	<p>努めてまいります。</p> <p>【教育委員会事務局指導部 初等教育担当】</p>
<p>(5)労働教育・社会教育の推進に向けて</p> <p>子どもの成長段階に応じて、働くことの意義、働くものの権利や労働組合の必要性等、勤労観・職業観を育むためのキャリア教育やものづくり教育を充実させること。また、自立した社会人として必要な知識・意識を身に付けるための社会教育も充実させること。</p>	<p>本市では、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向け、人間関係形成・社会形成能力や自己理解・自己管理能力など、必要な基盤となる能力や態度を育成するとともに、勤労観・職業観等を育成するなど、子どもたちの発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進し、キャリア教育のさらなる充実に取り組んでいます。</p> <p>各小中学校、及び各特別支援学校においては、「学校教育指針」をふまえ、「キャリア教育」の全体計画及び年間計画等を作成し、子ども達の発達段階及び学校や地域の実態に応じて取り組みを進めています。小学校(含む特別支援学校小学部)では職業講話・職場見学等、中学校(含む特別支援学校中学部・高等部)においては、職場体験学習等、実践的・体験的な活動を重視し取り組んでいます。</p> <p>高等学校においては、インターンシップの実施の他に、産業界や大学等の高等教育機関と連携して講師を招へいしたり、実社会に出ていくにあたっての専門的な特別講義を取り入れたりしている学校もあります。また、卒業後、社会に出る生徒の多い高等学校においては、各校の特色を活かした専門教育等の中でキャリア教育に取り組んでいます。</p> <p>「働く者の権利や労働組合について」や「ものづくり教育」などを含め、キャリア教育は、各校で創意工夫し、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体に位置付け取り組みを進めています。</p> <p>【教育委員会事務局指導部 中学校教育担当、初等教育担当、高等学校教育担当、特別支援教育担当】</p>
<p>(6)府立学校条例について</p> <p>①学区制の撤廃について</p> <p>学区制を廃止し府内全域が受験対象となるため、中学校の進路指導の負担とならないよう対策を講じること。また、定員割れを生じた学校についても、その学校に通うことを希望する生徒もいることから、さまざまな観点で学校の存在意義について議論し、充実した教育を受けられるよう対策を講じること。</p>	<p>府内の公立高等学校では、入学者選抜の実施や通学区域の設定等につきまして、大阪府公立高等学校として統一した取扱を行っております。</p> <p>通学区域を府内全域とすることについては、中学生の進路選択の幅が拡大されるという、大きなメリットを活かすため、府教委と連携し、中学校及び保護者への学校選択や、中学校における進路指導の支援として、さまざまな対策を実施してまいります。</p> <p>その一つとして、平成25年1月に、保護者等への学区撤廃の周知ということで、通学区域が府内全域となることについてのリーフレットを本市の中学1・2年生全員に配布いたしました。</p> <p>今後、大阪府教委においては、府民向けの広報の充実として、全公立高校の学校情報を提供することや、大阪府公立高校進学フェアの拡充、大阪府公立高等学校等ガイドの府内全域版の作成などを予定しております。</p> <p>また、中学校における進路指導の支援といたしまして、中学校に向けての入試情報や志願動向をリアルタイムに提供する進路指導システムの構築、進路指導データを充実するため、進路希望調査の対象校を拡大することを検討しております。</p> <p>本市としましても、府教委と十分連携し、府市共同で対応策を講じてま</p>

	<p>いりたいと考えております。</p> <p>【教育委員会事務局総務部 学事課】</p>
<p>②教育格差・学校間格差について</p> <p>一学区制により、学校間の偏差値による序列化や過度の競争など、教育格差・学校間格差の拡大につながらないように、教育づくりに向けて対策を講じること。</p>	<p>教育委員会といたしましては、社会の変化や生徒の個性の多様化に対応するため、専門性の高い学科の設置、単位制の定時制高等学校の開設、教科・科目の幅広い選択が可能な総合学科への改編、併設型中高一貫校の開設、高大7年間を見据えた教育課程を編成し、国際ビジネス社会で活躍する高度な専門性を備えたビジネススペシャリストの育成をめざす大阪ビジネスフロンティア高等学校の開校など、次代を担う人材の育成に努めてまいりました。これらの学科や商業科、工業科等は、従前より大阪府下全域から募集しており、通学区域のある全日制普通科のみからなる高等学校は本市にはございません。</p> <p>【教育委員会事務局指導部 高等学校教育担当】</p>
<p>6-2 人権施策</p> <p>(1)ハラスメント・人権侵害等に関する取り組み強化</p> <p>あらゆる人権侵害を速やかに救済するため、ハラスメントやセクシュアル・マイノリティ²⁷など、相談対応の機能充実に向けて施策を講じること。大阪人権博物館(リバティおおさか)については、予算措置の見直しを検討されているが、人権意識の伸長と啓発など、これまで果たしてきた役割を十分勘案し、予算についての再考を求める。</p>	<p>「人権教育・啓発」については、平成21(2009)年2月に策定した「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき「人権が尊重されるまち」へ導くための大きな原動力(エンジン)として継続的・総合的に推進し、また「人権相談・救済」は、人権侵害が起こったときの備え(エアバッグ)となるもので、さまざまな問題に迅速かつ柔軟に対応し、救済につなげていくこととしています。</p> <p>人権相談につきましては、市民にとって身近な区役所において平成14(2002)年9月から人権相談窓口を開設し、人権侵害をはじめとした様々な人権問題について、情報の提供と相談に応じています。相談では、相談者とともに解決方法を考え、適切なアドバイスを行うほか、相談内容に応じた専門の相談機関を紹介・連絡するなどの方法で、相談者の自主的解決を支援しています。</p> <p>平成23(2011)年度の実績としては125件の相談があり、相談内容としては、セクハラに関する相談、障害者に対するいじめの問題、パワハラ等の労働に関する相談や騒音被害を訴える近隣問題でのトラブル等様々な相談が寄せられており、複合的な課題がある場合やどこに相談に行けばよいかわからない場合等の窓口としての役割も担っています。</p> <p>さらに、平成22(2010)年4月から人権啓発・相談センターにおいて専門的な知識を備えた専門相談員を配置し、市民の利便性向上のため、平日夜間や土・日・祝日にも相談を行うとともに、区役所、市民交流センターへの出張相談を実施しています。</p> <p>平成23年度の実績として9,922件の相談があり、課題別の相談内容として、女性をめぐる相談では配偶者からの暴力被害や離婚問題、高齢者をめぐる問題では認知症や相続の問題、障害のある人をめぐる問題では介護や就職問題、労働をめぐる相談ではパワハラやセクハラに関する相談が寄せられています。</p> <p>また、救済につなげていくため大阪弁護士会との連携を行い、適時弁護士から法的助言を受けることのできる体制を構築しています。</p>

	<p>今後も相談窓口の市民への一層の周知、相談機関相互の連携の強化、多様化する人権問題に対応するため、相談担当者に研修を行うなどスキルアップに努めてまいります。</p> <p>【市民局 人権啓発・相談センター】</p> <p>大阪人権博物館は、開館以来、関係資料・文化財を収集し、広く一般に公開することによって人権意識の高揚と啓発を行ってきており、本市が人権尊重の社会づくりを進めていくうえで非常に有益であることから、施設の管理運営主体である公益財団法人大阪人権博物館に対して昭和60(1985)年の開設当初より大阪市・大阪府が協力して運営助成を行ってきたところです。</p> <p>大阪人権博物館は開設以来、人権教育・啓発の場として大きな役割を果たしてきたものの、今般の「市政改革プラン」において「補助金はゼロベースで見直す」との考え方に基づいて精査した結果、当財団法人に対する補助金を平成25年度から廃止し、平成24年度は補助金の廃止に伴う整理のため、施設を運営するための最低限の経費を計上することとなりました。</p> <p>大阪人権博物館の今後のあり方につきましては、現在、当財団法人において、平成25年度以降の自立化に向けて、事業収入などの自主財源強化といった具体的な検討を進めています。本市においても、当財団法人の自立化へ向けて必要なサポートを行ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、本市としては、今後とも「人権が尊重されるまち」の実現を目指して、人権尊重の視点に立った行政運営を全庁的に推進していくとともに、効果的な人権教育・啓発の推進に努め、人権意識の高揚を図ってまいります。</p> <p>【市民局人権室 企画調整課】</p>
<p>6-3 行財政改革 <u>(1)大都市制度の進め方について</u></p> <p>大都市制度のあり方について、大都市制度推進協議会で議論されている都構想や特別自治区への再編について、住民にとってのメリットやデメリット、また具体的な将来像など、分かりやすく住民に伝えられるとともに、意見反映ができる仕組みを構築すること。</p>	<p>大阪市では、現在、大阪府とともに、広域自治体と基礎自治体の役割を明確にした大阪にふさわしい新たな大都市制度の検討・協議を進めています。</p> <p>検討中の新たな大都市制度では、大阪の広域自治体機能を一元化するとともに、現在の大阪市を、住民自治が働き、迅速・きめ細やかで総合的な住民サービスが可能となるよう中核市程度の権限を持った複数の新たな区へ再編することをめざしています。</p> <p>昨年8月には、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が成立し、地方が自らの発意に基づき具体的な制度を考え、国と必要な協議を行いながら、地域の実情に応じた多様な大都市制度を創り上げていくことが可能となりました。</p> <p>これを受け、本市では、今般、大阪府とともに、「大阪府・大阪市特別区設置協議会」を設置し、今後、大都市制度推進協議会における議論を踏まえ、特別区の区割りや事務分担、税源配分、財政調整をはじめとする具体</p>

	<p>的な制度設計や特別区設置協定書の協議を進めていく予定です。</p> <p>新たな大都市制度の設計や特別区への移行、広域行政・二重行政の一元化については、市民・府民の皆様のご大きな関心事でありますことから、新たに設置した「大阪府・大阪市特別区設置協議会」における協議状況や検討中の制度等の詳細は、区政だよりや府市のホームページ等を活用し、広く府民・市民の皆様にお知らせしてまいります。また、アンケートや住民説明会等を通じて、様々なご意見を吸い上げ、協議会での議論に反映してまいりたいと考えております。</p> <p>とりわけ、市民・府民の皆様のご生活に大きく関わることとなる新たな大都市制度移行後の基礎行政のあり方や行政サービスについては、住民参加によるまちづくりや行政コスト抑制などの観点から、いただいたご意見を踏まえながら、市民・府民の皆様のご理解が得られるように検討を進めてまいりますので、今後とも、大阪市政に対しまして、よりいっそうのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>＜ 参 考 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「大阪府市統合本部」 ホームページ http://www.city.osaka.lg.jp/shisei_top/category/893-50-1-0-0.html ● 「大阪府・大阪市特別区設置協議会」 ホームページ http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseidokaikakushitsu/page/0000205743.html <p>【都市制度改革室 都市制度改革担当】</p>
<p><u>(2)行財政改革の推進に向けて</u></p> <p>①大阪府市統合本部について</p> <p>大阪府市統合本部で、府と市の事業・制度の見直しについて、重要事項と掲げ取り組みが進められている。現状においては府と市はそれぞれ別の自治体であることから、それぞれが主体的に役割を果たすとともに、事業の重要性や課題について、各自治体で行財政改革に取り組むこと。</p> <p>また、大阪府市統合本部は、大阪府と大阪市のみで議論がなされ、地方自治を推進する上で基本となる</p>	<p>府市統合本部では、知事・市長のほか、本部員として副知事・副市長等が参加し、オープンな場で府市共通の行政課題・重要事項についての方向性を行政的に協議・決定するために、府市統合本部会議を平成25年2月までに計18回開催してきました。</p> <p>府市統合本部会議は、府市共通の重要課題について、行政機関同士で大きな方向性を協議・確認し、合意形成を図る場であり、会議で決定した方向性・方針については、直ちに決定事項となるものではなく、府市それぞれが持ち帰り、後日、府及び市の庁内の戦略会議において最終意思決定を行うとともに、必要となる条例・予算等の議会の議決を要する事項については、市民・府民の代表である議会に諮っています。</p> <p>従って、府市統合本部会議において、重要事項の基本的方向性などを協議・確認した後は、市民・府民の皆様からの意見募集（パブリックコメント）の結果や議会での議論を踏まえながら、諸課題の解決に向けてさらに詳細な検討・制度設計を行い、府市それぞれが庁内における実施検討体制を整備し、改革の実現に向けた取り組みを進めているところです。</p> <p>また、市民・府民の皆様のご生活に大きく関わることとなる新たな大都市制度の設計や特別区への移行については、新たに設置した「大阪府・大阪市特別区設置協議会」における協議・検討状況を、区政だよりや府市のホームページ等を活用し、広く発信するとともに、アンケートや住民説明会</p>

<p>民主主義、住民自治の観点を軽視した行政運営で市町村会の首長や市民が置き去りとなっていることから、市民、またNPOなど多様な意見が反映できる仕組みを構築すること。</p>	<p>等を通じて、様々なご意見を吸い上げ、協議会での議論や制度設計に反映していく予定です。とりわけ、新たな大都市制度移行後の基礎行政のあり方や行政サービスについては、基礎自治体優先の原則のもと、住民参加によるまちづくりや行政コスト抑制などの観点から検討を進め、これまで以上に身近で総合的な基礎行政をめざしてまいります。</p> <p>なお、新たな大都市制度の枠組みとして、平成24年9月10日開催の「第6回大阪にふさわしい新たな大都市制度推進協議会」において次の(1)～(4)が決定されています。</p> <p>(1) 広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確にして、大阪府と大阪市、それぞれが担っている広域機能を一元化する</p> <p>(2) 自治機能の充実の観点から、まず大阪市を特別区に再編し、基礎自治体として公選区長、公選区議会を設けるとともに、更に周辺自治体にも移行を促す</p> <p>(3) 府内市町村について、分権時代にふさわしい基礎自治体としての役割を十分果たせるよう、市町村間の広域連携、更に、これを進めて自主的な合併などにより、規模・体制の充実を図る</p> <p>(4) 最終的には地域主権型道州制としての関西州を目指す</p> <p>本市では、今後、大阪府とともに、「大阪府・大阪市特別区設置協議会」において、大阪自らが主体的に新たな大都市制度の設計を行っていく予定ですが、広域自治体と基礎自治体のあり方、国と地方のあり方を、大阪・関西自らで考え、主体的に創り上げていくこのような取り組みこそが、地域のことは地域で決める地域主権の確立、ひいては、地域主権型道州制としての「関西州」の実現につながるものと考えています。</p> <p>今後とも、大阪市政に対しまして、よりいっそうのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>< 参 考 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府市統合本部」ホームページ http://www.city.osaka.lg.jp/shisei_top/category/893-50-1-0-0.html ●「大阪府・大阪市特別区設置協議会」ホームページ http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseidokaikakushitsu/page/0000205743.html ●「大阪市戦略会議」ホームページ http://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000149971.html <p>【都市制度改革室 都市制度改革担当】</p>
<p>②市町村への権限移譲について</p> <p>大阪府域の市町村に対して特例市並みの権限委譲を進めているが、時限的</p>	<p>本市では、大阪府からの権限移譲に係る財源につきましては、大阪版地方分権制度推進要綱に基づく交付金措置を受けているところです。</p> <p>本市といたしましては、権限移譲を受けた事務については、地方分権の趣旨に則り、基礎自治体が地域の実情に応じて自主性をもって決定すべきものであると考えており、そのために必要な財源措置について、大阪府の</p>

<p>な財源・人的経費となっている。地域の実情に応じたきめ細やかな住民サービスの向上にむけて、引き続き大阪府へ支援制度を求め、効率性の高い事務処理を推進すること。</p>	<p>交付金が不十分な場合には、大阪府に対して交付金の改善など必要な措置を求めていくこととしております。</p> <p>今後とも、大阪市政に対しまして、よりいっそうのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>〈参 考〉</p> <p>●「大阪版地方分権推進制度実施要綱」(大阪府ホームページ) http://www.pref.osaka.jp/attach/5847/00000000/youkou.pdf</p> <p>【都市制度改革室 広域行政担当】</p>
<p>7. 大阪市地域協議会要望内容</p> <p>(1) 市政改革プラン関連</p> <p>①市民学習センターや市民交流センター等の公共施設については、身近にある施設であるからこそコミュニティ形成に役立っており、災害時には、学校と並んで避難場所としても重要な公共施設であり、安易な統廃合は行わないこと。</p>	<p>生涯学習センターは、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、生涯学習の振興を図ることを目的とした施設であり、市内5か所に設置しております。</p> <p>社会的課題に対応した学習機会の提供や、市民ボランティアの養成、学習相談、市民の自主的な学習活動の場の提供などを行っており、学びを通じた交流の場、自己実現の場として、年間約110万人の方々にご利用いただいております。</p> <p>市政改革プランでは、「施設ありきではなく、限られた財源のもとの施策効果の最大化を図る」という考え方を基本に、真に必要な行政が担うべき機能は維持し、その機能を継承する施設については、市の施設の全体最適化の中で検討するとしております。</p> <p>生涯学習センターに関しましては、主に地域公共人材の育成や企画・立案、NPOとの連携、情報提供・学習相談などの機能を果たす拠点として総合生涯学習センターを、主に営利事業になじまない社会的課題等に関する業務を担う拠点として阿倍野市民学習センターを存続させ、弁天町・難波・城北市民学習センターについては廃止することとしております。</p> <p>市民学習センター3館廃止後の必要な機能継承につきましては、区内の市民利用施設を活用するなど、今後、区役所等と検討してまいります。</p> <p>【教育委員会事務局生涯学習部 生涯学習担当】</p> <p>・市民交流センターは、大阪市コミュニティ振興施設条例に基づき平成22年4月に設置し、現在、広く市民のみなさまを対象に、多世代の市民による地域を越えた交流を促進する事業等の委託事業をはじめ貸室事業のほか、高齢者等地域活動支援事業や識字学級事業などを実施しています。</p> <p>・平成24年7月に策定した市政改革プランにおいて、施策や事業については、一旦リセットし、これまでの考え方ややり方にとらわれずに、聖域を設けることなくゼロベースで点検・精査し、安全・安心など市民のみなさまにとって優先度の高いもの、より大きな効果が見込めるものへの重点化・再構築を進めることとし、市民利用施設のあり方の検討にあたっては、「施設提供サービスからソフト施策のサービスへ」、「民間でできることは民間に」、「施策目的ごとの施設提供から施設の全体最適化」などの観点から、施設の必要性・有効性、行政と民間の役割分担等を点検・精査し、</p>

	<p>施設の廃止・転用や機能統合などを含めた抜本的な見直しを行いました。</p> <p>・その結果、市民交流センターについては、利用率や利用者層等の施設利用状況では、施設の設置目的である「多世代の市民による地域を越えた交流の促進」が図られているとは認められないこと。また、管理運営費が10館で10億円を超える多大な経費を要していることから、廃止することとしています。また、「市政改革プラン」における施策・事業の水準等の基本原則である比較4市（横浜市・名古屋市・京都市・神戸市）の標準的な水準に比べ、本市は、会議室等の水準が下回っていることから、市民交流センターの平成25年度末供用廃止後の施設については、施設の耐用年数の範囲内において、本市における貸室機能の状況を踏まえ、存廃を検討することとしています。</p> <p>【市民局市民部総務課（施設管理グループ）】</p>
<p>②市立幼稚園・保育園の民営化については、障害児保育や病児保育等の保育行政にも鑑み、幼稚園・保育所の意見を十分聴取するとともに、職員の雇用について責任を持って対応すること。</p>	<p>大阪市の現状として、市内の幼稚園児の約8割が私立幼稚園に通園しておられ、また、市内24区中2区では、大阪市立幼稚園が設置されていないという実態がございます。</p> <p>今般、大阪市では施策や事業について、受益と負担を再点検し、また民間活用・開放をして雇用の確保や経済の活性化を進め、民間事業者で成立している事業については民間に任せるという市政改革の基本的な考え方に基づき、事業を見直すこととしております。</p> <p>このため、民間において成立している事業につきましては民間に任せるとを基本として、区長において施設や地域の状況を精査したうえで、幼稚園の民営化をすすめ、利用者目線に立った効率的な運営とサービスの充実を図っていくこととしております。今後、議会での議論などを踏まえ、大阪市立幼稚園の民営化を進めてまいります。</p> <p>【こども青少年局子育て支援部保育企画課（幼稚園運営企画グループ）】</p> <p>平成24年7月に策定しました「市政改革プラン」では、民間において成立している事業については、民間に任せるとを基本として、セーフティネットとして必要な公立保育所を除き民営化を進めていくこととしており、この方針に基づき公立保育所新再編整備計画（案）をとりまとめました。</p> <p>【こども青少年局子育て支援部 保育所運営課】</p> <p>幼稚園の民営化に伴う職員等の雇用につきましては、関係法令等に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>【教育委員会事務局教務部 教職員人事担当】</p>
<p>③大阪南港野鳥園については、渡り鳥の貴重な飛来地であるとともに、市民の憩いの場でもあること</p>	<p>・平成24年7月に策定しております市政改革プランにおける市民利用施設は、本市の非常に厳しい財政状況の下、今後、本格的な少子・高齢、人口減少社会を迎えるにあたって、市民利用施設のあり方の検討の基本的な考え方をもとに、見直しの方向性を示しております。</p>

<p>から、施設の存続及び環境保全に向けて、大阪市として積極的な支援を行うこと。</p>	<p>〔基本的な考え方〕</p> <p>施設の利用圏域（基礎自治行政・広域行政の視点）及び区長の権限強化（各区・地域の自主的な選択の視点）を踏まえて、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設の必要性・有効性を検討 ② 必要性・有効性のある施設であっても官と民の役割分担が最も妥当であるか検討 ③ 施設の廃止・転用や機能統合などを含めて市民ニーズに応じた利用が可能となるよう活用方策等を精査 <p>〔点検・精査の視点〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設の設置目的の達成状況（必要性・有効性）と将来需要 ② 効率的な運営状況（経済性） ③ 官民の役割分担等 ④ 施設提供サービスからソフト施策のサービスへの転換 ⑤ 市民利用施設間での機能の重複 ⑥ 施設配置の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上の基本的な考え方を踏まえたうえで、改革プロジェクトチームと港湾局で大阪南港野鳥園について点検・精査した結果、公共が関与する必要性の低い事業であり、料金非設定で税等を投入して継続する必要性が低いことから、「現有の干潟や湿地のあり方等を総合的に勘案して、収支均衡方策の検討と併せて、施設（展望塔等）の存廃も検討」していくとの方向性を示しております。 ・ 今回の市政改革プランは、このような経過のもと、ムダの徹底排除、民間でできることは民間に、受益と負担の明確化など、施策・事業の聖域なきゼロベースの見直し、これまでの枠組みにとらわれない効果的・効率的な行政運営の徹底することを主眼に置き策定を行っております。 ・ 大阪南港野鳥園は「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」に参加し、環境省による「日本の重要湿地500」に選定され、同省が実施している「モニタリングサイト1000」のシギ・チドリ類の重要調査地に指定されています。 ・ また、現指定管理者は、湿地、干潟の維持管理については、業者委託せず、NPOのノウハウを活用しながら、市民ボランティア、NPO、企業（CSR）による、清掃、ヨシ刈り、湿地に発生するアオサ採りなどといった干潟・湿地の保全活動を実施しております。 ・ 大阪市としては、これらの要素を踏まえながら同園の見直しを検討しておりますが、本市の厳しい財政状況を踏まえると、指定管理者による施設の管理運営を現状のまま継続することは困難であると考えております。 ・ 大阪市としては、これらの要素を踏まえながら同園の見直しを検討しており、今後、施設の設置目的の達成状況（必要性・有効性）と将来需要や効率的な運営状況（経済性）の観点から、現有の干潟並びに湿地のあり方等を総合的に勘案するとともに、将来世代に負担を先送りせず、よりよい
--	---

	<p>市民サービスの提供を実現するため、市政改革プランに沿って見直していきたいと考えております。</p> <p>【港湾局総務部 監理調整担当】</p>
<p>(2) 路上喫煙禁止区域の拡大</p> <p>国際都市にふさわしい環境整備の一環として、現在、御堂筋において取り組んでいる路上喫煙禁止区域を四ツ橋筋などへ順次拡大させること。また、喫煙可能な場所における灰皿設置等の整備をはかること。</p>	<p>大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下、「条例」とさせていただきます。）を施行いたしました。また、同年7月には、有識者・各種団体等の代表者で構成された「大阪市路上喫煙対策委員会」（以下、「路上喫煙対策委員会」とさせていただきます。）の答申を踏まえ、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」（以下、「禁止地区」とさせていただきます。）に指定し、10月からは、禁止地区における条例の違反者に対し、罰則（過料1,000円）を適用しております。</p> <p>禁止地区につきましては、路上喫煙対策委員会からの答申に基づき指定いたしました。答申では、禁止地区を指定する理由として、通行者数の多さ、路上喫煙率の高さ、大阪を代表する地域であること、区域の明確さ、禁止地区における規制が全市的な路上喫煙を抑止するPR効果、波及効果をもたらすことなどがあげられております。</p> <p>広域的に禁止地区を指定しない理由として、罰則を伴う規制（過料徴収）の範囲が広大になり、禁止地区内における巡回指導の費用対効果を考えても、条例の実効的な執行を進めることが極めて難しくなることがあげられており、大阪市では同答申の提言に基づき現在の禁止地区を指定しております。</p> <p>また、条例では、禁止地区以外であっても、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力をしていただくこととしており、これを受けて平成20年度から市内全域での路上喫煙防止活動を推進するため、新たな取り組みとして、平成19年12月の路上喫煙対策委員会で提言された、市民、事業者の活動団体の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を立ち上げ、マナー、モラルの向上を推進しております。</p> <p>この制度は、市民、事業者の団体が、地域の商店街や道路、広場など人通りの多い場所を、マナー向上エリアに指定し、地域の市民・事業者の皆さまが自主的に路上喫煙防止活動を行い、大阪市は啓発物品の作成や職員をキャンペーン等に派遣することにより協働して取り組みを進めるもので、現在70団体が市内各所で路上喫煙の防止活動を実施しております。その活動の一つとして、2団体ではございますが、マナー向上エリア内に大阪市と協議のうえ、喫煙マナーを呼びかけるパネル付きの喫煙設備を設置して、清掃など維持管理をしていただいている場合もございます。</p> <p>路上喫煙の問題の解決は、最終的に喫煙マナーやモラルの向上による実際の路上喫煙の迷惑や被害の防止であり、そのために喫煙者のマナー、モラル意識の向上を図るべく、大阪市では、御堂筋及び市役所・中央公会堂</p>

	<p>周辺の禁止地区と、市内全域で展開している「たばこ市民マナー向上エリア制度」での取り組みにより、総合的な観点から路上喫煙対策を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>禁止地区の拡大など路上喫煙対策の推進につきましては、路上喫煙対策委員会において議論を開始していただき、市民の皆さまのご意見を反映した事業となるよう進めてまいります。</p> <p>【環境局事業部 事業管理課】</p>
<p>(3) 市内交通網の充実</p> <p>現在、各区において検討されている市営バスの運行見直しについては、特に高齢者の増加、障害者や交通弱者等の移動手段を確保する観点から、市営交通が行っているフィーダー系、コミュニティー系（赤バスも含む）運行の充実を図ること。</p>	<p>本市のバス事業は、厳しい経営状況の中、職員の給与の削減をはじめとした経営の健全化に努めてまいりましたが、平成24年6月19日に大阪府市統合本部から示された「基本的方向性（案）」におきまして、バス路線を民間バス事業者並みのコストで採算性が確保できる「事業性のある路線」と、地域住民にとって必要性があるものの、民間バス事業者並みのコストでも採算性の確保が困難な「地域サービス系路線」に分類して検討する方針が示されました。</p> <p>この「基本的方向性（案）」を踏まえ、「事業性のある路線」につきましては、重複する系統を集約するなどして利便性や効率性を高めてまいりたいと考えており、また、「地域サービス系路線」につきましては、区長が地域の実情に応じて検討することとしておりましたが、複数の区をまたぐ移動ニーズへの対応等が必要なことから、交通局がバス事業者としてのノウハウを活かし、交通政策や公共交通ネットワークの観点からも検討を重ねてまいりました。これらの検討を踏まえて、平成24年12月に「バス事業民営化基本方針（素案）」とともに新たな地域サービス系路線（素案）をお示したところです。</p> <p>赤バスにつきましては、「基本的方向性（案）」および需要検証の結果を踏まえ、目標値をクリアした3系統は、一般バスとして引き続き運行することとし、目標値を超えなかった26系統は、平成25年3月31日をもって廃止することとしております。現在、赤バスの廃止に伴い、各区において、公募による委託先事業者の決定や、公募手続きの開始など、移動手段の確保に向けた取り組みが進められており、交通局と致しましては、バス事業者のノウハウを活かして、引き続き、関係局とともに各区のサポートに努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【交通局自動車部運輸課（路線計画）】</p>
<p>(4) 淀川区役所の跡地利用</p> <p>淀川区役所（旧庁舎）の跡地については、地域の活性化に繋がるよう、地域住民の合意形成を図りつつ、有効に活用すること。</p>	<p>旧淀川区役所跡地の今後の利用につきましては、「未利用地有効活用に関する取扱い方針」に基づいて、昨今の大阪市を取り巻く厳しい財政状況に鑑み、売却を基本として、大阪市の関係局で、現在その活用方法について検討しているところです。</p> <p>【市民局市民部 総務課（施設整備グループ）】</p>
<p>(5) 咲洲地区のまちづくり再編</p>	<p>咲洲地域の一部であるコスモスクエア地区では、府・市の関連部局などの関係者が連携し、まちの活性化に向けて、民間開発の促進などの取り組</p>

<p>咲洲地区は、住民の高齢化・少子化や施設・設備の老朽化が進む南港ポートタウン地区と、生活圏としての機能が伴っていないコスモスクウェア地区が存在し、極めてアンバランスな街となっている。その影響は住民生活の全体に及んでいることから、ポートタウン地区のまちづくり再構築と咲洲地域全体のまちづくり再編を住民の合意を得ながら進めること。</p>	<p>みをおこなっております。</p> <p>【計画調整局開発調整部 開発計画課】</p> <p>南港ポートタウンおよび咲洲地区のまちづくりについては、区民のくらしのバランスにも配慮しながら、住民にとって住みよいまちとなるよう、関係部局が連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>【住之江区役所 総務課 総合企画担当、港湾局営業推進室 開発調整担当】</p>
<p>(6)「西成特区構想」について</p> <p>「西成特区構想」を進める大阪市として、当該地域のまちづくり・再開発整備を重点施策として位置づけ、積極的に国・府と連携し取り組むこと。また、その推進にあたっては、当該地域の歴史的経過を踏まえ、関係する地域住民の合意形成を図りつつ、施策設計・展開を行うこと。</p>	<p>西成特区構想については、鈴木特別顧問を座長として学識経験者・有識者に加えて、ゲストスピーカー・オブザーバーとして地域住民や様々な活動をされている方々などが参加した全12回の「西成特区構想有識者座談会」での議論と、多数の区民が参加した「西成特区構想を考えるシンポジウム」を経て、平成24年10月に「西成特区有識者座談会報告書」が「西成特区構想プロジェクトチーム」に提言されました。</p> <p>報告書の提言については、①結核対策等の短期集中的に行うべき対策、②子育て世代を中心とした呼び込み策等の中長期的対策、③新今宮駅の再開発等を含む、将来に向けての具体的なプロジェクト・大型事業の大きく3つに分けられています。</p> <p>施策の推進にあたっては、国・府と連携するとともに、地域住民や関係者、専門家、有識者、行政を含めた「エリアマネジメント協議会」を立ち上げるなど、十分に地域の意見を反映できるよう取組みをすすめてまいりたいと思います。</p> <p>【西成区役所 総務課(総合企画)、市民局市民部 区政課(区政グループ)】</p>